



- 論說 (一頁)
- 大久保監獄局長演說大意(於警視廳典獄協議會場)
- 小河岳洋君新著獄務要書自序
- 監獄作業に就て(於東京集治監講話會) 山上義雄君
- 東京集治監講話會に於ける典獄若山茂雄君の演說
- 囚人賞典に就て(於東京集治監講話會) 有馬四郎助君
- 實監獄協會雜誌發行..... 在神戸荒由 夏川再生君
- 海外通信..... (一九頁)
- 伊太利國ウアレ、ボンベイ會長アリ、バルトロ、ロンゴ氏より本會への書翰
- 雜錄..... (二一頁)
- 改正監獄則說明私言..... 編者述ふ
- 改正監獄則施行細則說明
- 内務次官の監獄衛生に關する演說筆記を讀みて..... 在十勝監獄醫 諏訪慶祿君
- 見聞雜感(監獄衛生に就て)..... 浪華生君
- 在監人の遵守事項に就きて..... 樺戸松 哲君
- 出獄人保護感化事業發起資料に就て..... (四二頁)
- 出獄人保護、惡少年感化..... (四二頁)
- 東京出獄人保護事業現況報告..... 原胤昭君
- 東京出獄人保護事業一斑..... 原胤昭君
- 雜報..... (四八頁)
- 數十件
- 監獄茶話會..... (六三頁)
- 監獄茶話會(於神田青年會館)
- 批評..... (六九頁)
- 論說追加..... (七二頁)
- 警視廳典獄協議會席上に於ける警視廳監の演述
- 監獄法令..... (七一頁)
- 數件

○會 告

- 本會々費ハ前月分を翌月十日迄に警視廳鍛冶橋監獄署藤澤正啓宛東京市京橋區南傳馬町郵便受取所へ御拂込相成度候
- 本會庶務に關する事件は都て東京市四谷區荒木町廿七番地大日本監獄協會事務所宛御往復相成度候
- 本會々員の異動即雜誌部數の増減は毎月十日前御報告相成度但同日迄に御報告を得ざる時は前月分の冊數御送付致すへきものと御承知被下度候

大日本監獄協會

○會 告

本會名譽會員清浦奎吾君閣下明治法制史の大著あり、良書の吾人を益するや言を俟たざるべし、殊に該書刊行の利益は舉て出獄人保護、惡少年感化、貧兒救養等慈善事業の用資に寄附せらるゝものなりと吾人亦一本を購ひて精著の訓教を受け且は吾人の發達を熱望する此種慈善事業の資を助けんと欲し、今般發賣書肆を勸誘して本會々員に限り特別發賣の方法を設けしめたり、乞ふ諸君其意を諒し研讀あらんとす

大日本監獄協會

清浦奎吾君著

明治法制史

●用紙菊判上等質 ●製本背皮金字入堅牢極美 ●實價金二圓遞送費金十八錢 ●官廳の外總て前金を要す

本書は主として維新以來諸般の法制に就き各部類を分て精密に其起源沿革を歴叙し緒論に建國以來の法制の梗概を舉示し脈絡貫通して察然たる典章の由て來る所を明に示し一讀の下能く現行法制の成立する所以を詳かにするのみならず之に由て仔細に研究せしめ又將來如何に我が法制の發達すべきかを推知するを得べし、されば立法者は勿論司法行政官廳の局を在る士を始め荷も法政の學に志ある諸君は座石缺くべからざるの良著たり、激繁なる要職に在らるる著者閣下は於て敢て此の大著述ありしは、聞く我國文明の發達は實に法治の權能によること即ち維新以後三十年間法制發達の實力によれるものと爲して、故に本書は吾が在官諸君の閣下には必ずや一本の具備無かるべからず且つや本書は各法律の沿革發達を精論したるものなるにより自ら法令布達の索引となる便益あり、吾が法治國民の座右には必ずや一本を供へる必要あり、殊に著者閣下は本書出版より生ずる利益を舉て慈善事業の資に投せられ、原胤昭氏主菅東京出獄人保護事業其他不良少年感化事業貧兒救養事業等の費に寄附せらるるものなり、弊舖幸に刊行の榮を得たれば又勤て發賣の途を弘充し著者閣下の清勞に報ひ芳志を空しからしめんと欲し、大日本監獄協會の勸誘により本會員の御注文に限り左の特別法を以て發賣すべし、本書の需用は必要あり且つ益金寄附の慈善事業に直接關係を有せらるる、本會員諸君に在ては特に著者閣下の芳志を賛成せられ其官署圖書に備へらるゝは勿論必ず諸彦の坐右に一本を備へられんとす

○金額一時拂は實價より一割五分を減すべし
○官署名又は署長、書記、看守長諸君、より月賦拂ひ御注文の分は實價を四ヶ月に割合ひ御拂込あるべし

發行所 書肆 明法堂
東京神田區裏神保町七番地

豫約出版廣告

小河滋次郎君著

獄務要書 全

○大版 二百餘頁
○紙質 舶來最上等
○惣括 クロース金字入美裝
○定價 金八拾五錢

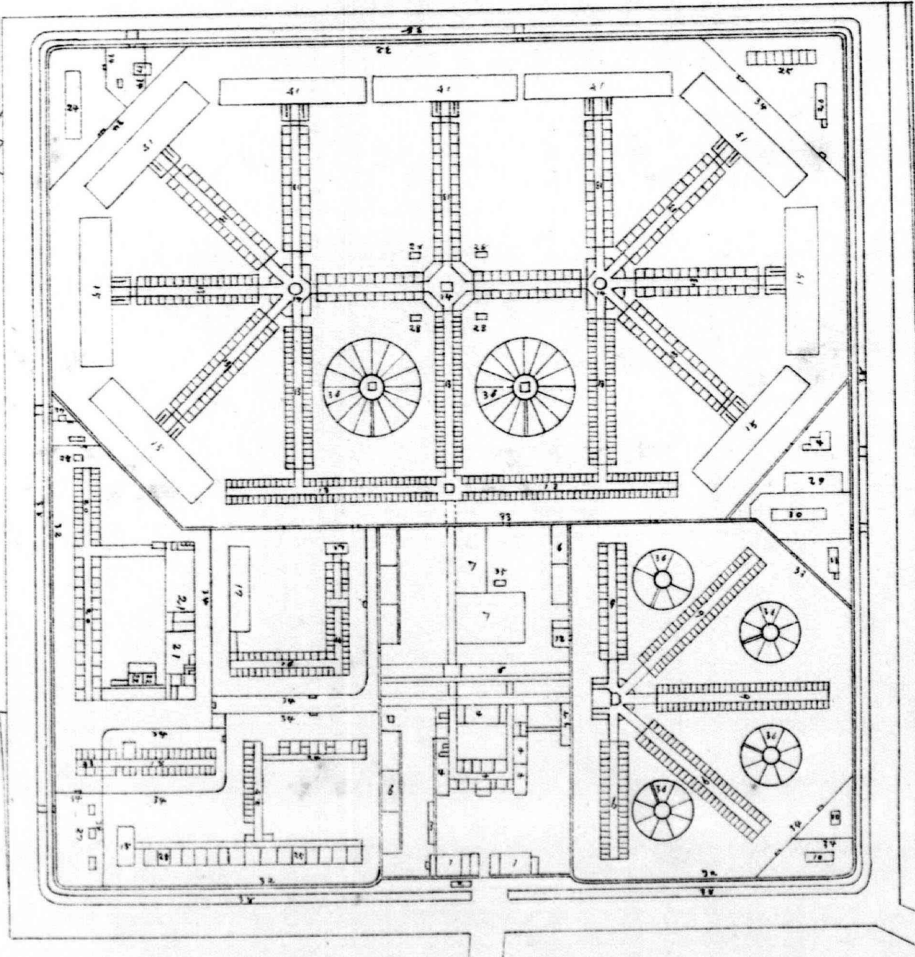
○豫約實價金七拾錢(全國無遞送料) ○豫約申込期限本年九月十五日期限後は必定價に復す ○製本出來當八月二十五日申込順を以て送本す ○豫約申込及送金は東京市四谷區愛住町二番地磯村政富宛四谷郵便支局振込のこと ○御一署内三拾部以上一纏め御送本の個所は着本即時半額翌月半額百部以上は着本即時三分一金殘金は翌月翌々月貳回に御拂込を請す

本書は曩きに看守必讀教科用書として好評を博したる前著獄務提要の體裁に倣らひ殊に精神的教養の旨趣を専らとし苟くも司獄官吏殊に看守の職務に關するの事項は表裏凡べての方面より觀察して細大漏らすなく一層適實且つ簡明に編述せられたるものに係り趣味津津々一とたひ本書を繕て之れに對する所の者劇勞の餘綿の如く疲れ果てたる身を以てするも活力復た新たに加はり來るの感を感じ終に卷を放つに忍びざるの想ひあらしむ實に著者か歸朝以來始めて筆を執られたる新著書の名に背かずと謂ふへし今幸に著者に請ふて本書を公刊に付するの許可を得たり若し看守必讀の教科用書として採用の榮を賜はるあらは獨り出版者の本懐のみに非らざるなり

第一 看守の職務の性質の區別ある所以
 第二 看守の職務の一般の心得を論ず
 第三 看守の職務の幸多き所以
 第四 看守の職務の必要とする素養を論ず
 第五 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第六 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第七 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第八 看守の職務の必要とする心得を論ず

愛知縣監獄署建築略圖

敷地坪數 三万三千六百八十一坪一合五ク
 建築坪數 八千二百二十二坪



番号	名称	坪數
1	門外	九三〇〇〇
2	門外	八〇〇〇
3	校舎	二五〇〇〇
4	事務所	四九二五〇
5	被服室	九七五〇
6	倉庫	三九八〇〇〇
7	浴室	二五五〇〇
8	調理場	一〇六〇〇
9	洗濯場	七五〇〇〇
10	金庫	二二五〇〇
11	炊事場	一五〇〇〇
12	物置	一八〇〇〇
13	地方官舎	二五〇〇〇〇
14	金庫	二八〇〇〇
15	金庫	二〇〇〇〇〇
16	物置	一八九〇〇
17	金庫	一〇〇〇〇〇
18	物置	七五〇〇〇
19	金庫	一七〇〇〇
20	地方官舎	二五〇〇〇〇
21	金庫	二二五〇〇
22	物置	四六五〇
23	浴室	三五五〇〇
24	浴室	七八〇〇〇
25	地方官舎	二二八二五〇
26	金庫	四〇五〇〇
27	浴室	一五〇〇
28	浴室	四〇〇〇
29	浴室	一六〇〇〇
30	浴室	四二五〇〇
31	浴室	三三七〇
32	浴室	六五五〇
33	浴室	三六三〇
34	浴室	四三八〇
35	浴室	一〇
36	浴室	一六
37	浴室	八七五〇
38	浴室	二〇〇

外圍壁高七尺五寸
 内圍壁高五尺五寸
 建築年度 明治三十一年
 建築方 三井物産株式会社

第八 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第九 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第十 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第十一 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第十二 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第十三 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第十四 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第十五 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第十六 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第十七 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第十八 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第十九 看守の職務の必要とする心得を論ず
 第二十 看守の職務の必要とする心得を論ず

監獄協會雜誌第貳號

(明治三十二年
八月二十日發行)

論 說

○大久保監獄局長演說大意 (於警視廳典獄協議會場)

開會に先ち希望を述べんとす抑も今回監獄則并監獄則施行細則を改正せられたるに付過般來各地方に於てハ最寄の府縣典獄會合し獄務上の協議會を開催せらるゝは寔に時機に適したることにして治獄上の利益多きこと、信ず、即ち當應に於ても本日より關東廳府縣典獄の協議會を開かるゝに至りしは監獄改良の今日、在監人處遇の統一を圖る上に於て喜ぶべきことなりとす、顧みれば本年五月内務省に於て開きたる典獄會議の當時も實務上に付種々協議せられし事も多々あり是等に就ては着々御實行のこと、信ずれども元來協議會なるものは獄務上區々の取扱に涉るを避け行刑の統一を期するにあるを以て諸君に於ても自己の意見のある所は充分之を吐露し互に研究を盡さるゝは格別、諸君か協議の結果、即ち協議會に於て決議せられし事項は可成之に重きを置き自己の意見は互に相讓歩し決議の精神を實行せらるゝの覺悟あらんことを望む、先年内務省に於て典獄協議會に幾分の制限を加へ内務大臣の認可を要すること、せし當時の精神は折角協議會に於て決議せし事項にして動もすれば形式に流れ諸君の意見と相一致せざる事項に就ては之か實行に乏しきの實況ありしに依る、然れども今回の協議會は即ち實務家の所謂協議會なるを以て内務大臣に於て

も之を有益と認め速に認可せられし譯合なるを以て諸君は能く此趣旨を諒せられ本會に於て協議の事項は自己の意見を任けて是非之か實行に勉め協議の實効を收められんことを望む、次に今回改正せられたる監獄則中最も重なる箇條は刑事被告人と懲治人の待遇を改められし點にして殊に刑事被告人はホンの一時の嫌疑の爲め自由を拘束するものに過ぎされは總ての待遇の點に於て全然囚人と區別するの必要あるは勿論なりと雖も餘り極端に之を擴充し寛待に失することあらんか種々の弊害を生し易きを以て寛嚴宜しきを期し機宜の處遇を施されんことを望む、懲治人に就ても亦囚人と其性質を異にするを以て是れ亦適當の處遇を施し以て懲治の目的を達せんことの注意あるを要す次に外囚處遇の事に就ては夫々大臣より訓令の次第もあることなれば諸君に於て既に御了解のことならんが世間動もすれば其主旨を誤解し種々の批評を試みるものあることを耳にせり、之れ寔に傷むべきことにして政府の精神に符合せざるの虞あり、要するに内務省の精神は風俗習慣を異にする外囚に對しては幾分の斟酌を加ふることに依りて内國囚人に比し甚しき苦痛を感せしめざるの趣旨に過ぎざるを以て特に優遇を爲すと云ふか如き觀念は是非之を避くるを要す、故に諸君は能く其趣旨のある所を諒せられんことを望む、終りに尙一言し置きたきは監獄費國庫支要の事にして同法律案は本年の議會に提出せらるゝことに粗く内定せりと雖も國庫支辨に爲りたれば連國庫財政上の都合もあり到底多額の經費を國庫より支出すへからざる事情あるを以て諸君は豫め之を諒し必要止むを得ざる監獄改良に伴ふ經費は兼て大臣次官より指示せられある通り作業の收入を増加し之に充用するの外なきを以て其邊も豫め之を諒し置き作業收入の増加を圖らるゝ様注意を加へられんことを望むと云ふにあり云々

○小河岳洋君新著獄務要書自序

余嘗て獨乙聯邦諸國の監獄に於て採用する所の袖珍教科用書の獄裁に倣ひ獄務提要と題する一小冊子を編纂して之を世に公けにせり。其の意蓋し是を以て看守諸氏か獄務の大體に通曉する一助たらしめんと欲するにありしなり。爾來歳を閲みすること茲に殆んど八年餘、監獄事業は駁々として益々改良の域に進み之れに對する司獄官吏の責任も亦た愈々其の重きを増加するに至らんとし顧みて又一方を見れば世間、到る處に司獄官吏養成の聲甚だ盛んにして政府の如きも亦た卒先、此に盡力する所あらんとするの時に際會す。新業の前途是れより益々多事且つ多望なりと謂ふべし。然れども余をして苟かに杞憂に堪へざらしむるものありと謂ふは他に非ず、養成に重きを置くの結果は或は偶々人をして徒らに高尚浮華の空論に馳せ反つて新業の要素たる忠誠實實の美德を失ふに至らしめんこと即ち是れなり。所謂詩を作るを知つて田を作ることを知らざらしむるに至るは動もすれば學校的教育に免かるへからざるの通弊にして、一旦若し躬行實踐の聖域たる監獄をして此の弊を受くるか如きことあらしめば規律は則ち之れか爲め益々壞亂し新業改良の事、終にまた全く其の進行を阻止するに至るを恐れすんはあらず、殷鑑遠ふからず、伊佛の二國にあり、深く慎戒を加ふる所なかるへけんや

余、嘗て歐洲に遊ひ苟かに彼我司獄官吏の優劣を比較して感ずる所あり。知識の素養に於ては我れ或は反つて彼れに優さる所ありと雖も其の能く規律の素養に富み又職務に忠實熱誠なるものあるの點に至つては到底、我れの遠ふく彼れに及ぶ能はざる所にして彼れに於ける獄事の成績の赫々たる所以も亦た實に此に存すへしと謂ふこと即ち是れなり。余か所感をして果して太過なからしめば我か今日の司獄官吏に求むる

所は智識の素養に非ずして寧ろ規律の素養に在りと言ふべく、氣品の高からざるは未だ以て憂ひとするに足らず忠實熱誠を缺くに至つては則ち深く之を憂ひすんはあらざるなり。然らば則ち我が斯業の前途に慮かる所の者、宜しく先づ精神的修養を以て司獄官吏殊に看守教習の主眼とし反省自得、終に以て此の光榮ある職務の本質を了解せしむるに至るの工夫あるべきこと必要にして自得あつて趣味の感あるべく趣味の感あつて而して後ち始めて能く職務に忠實熱誠ならしむるを期すべきなり

前著獄務提要の例言に記したる一節に曰く
著者嘗て之を故セ、バツハ先生に聞く獨逸の監獄に在つては殊に重きを彼の看守必携なるものに置き新任看守の如きに對しては數月間殆んど毎日之を課讀せしむの例なるを以て苟くも看守たる者は大概皆之を暗誦し得ざる者なく看守長か看守を訓戒し上班看守か下班看守を指導する等の場合に當つても事々凡へて引證を此に取ざるはなし云々

故先生の言、實に吾れを欺かず。余は親しく彼地の實況を目撃するに及んで一層益々看守必携なるもの、必要を認め彼れ多數看守の其の職務に忠實熱誠なる所以のものも其の甚く所は則ち此の小冊子に由つて精神的修養を盡すか爲めなるを感知せり。偶々時運の變遷に對して益々余か所感を深ふする所のものあり、終に復た余をして本書の編述に従事するの止むを得ざるに至らしめぬ余豈に徒らに言論を好む者ならんや治獄各般の事、幾んど一として看守の職務に關係せざるはなく其の張弛の分るゝ所も亦た一に懸つて看守の力にありと謂ふも可なり。余か常に重きを司獄官吏中殊に看守諸氏の上に置く所以にして其の修養の資に充つる所の本書に對し之れに獄務要書の名稱を冠せしむるに至りたるも亦た之れか爲めなり。而して其の目的を同ふする所の前著獄務提要の名稱を襲用せざりし所以のものは全部殆んど記述の實質を同ふせざ

るか爲めにして余か思想の變遷より起る自然の結果として亦た止むを得ざるに出づるなり、聊か一言を卷端に辯して序文に代ふ

明治卅二年八月

岳洋居士 識

○監獄作業に就て

(於東京集治監講話會)

山上 義雄 君

唯今留岡君より監獄事業の全体に就て并に諸君の平生在監人を處遇せらるる上に就きまして有益なる御講演がございました、私も何か一席御話をする様にと云ふ典獄の御希望もございましたので諸君の御参考になる程の御話は出来ませぬけれども些か考を述べます、若し幸に諸君の御参考になることを得ましたならば甚だ光榮と考へます、

私が今日御話致したいと考へるのは監獄事業の内の監獄の作業の事て御座いますが、申すまでもなく刑の目的は社會の安寧秩序を維持すると云ふことでありまして、社會の安寧秩序を維持する爲に刑罰を科するのであります、其刑罰を受けて監獄へ這入りました者を拘禁したばかりで其目的を達し得らるゝかど云ふと決して其目的を達することは出来ませぬ、刑には自ら期限がありまして、東京集治監でございしますとその他の集治監に居ります者には無期刑の者も多々ございしますが多數の犯罪者即ち十中の八九は皆期限の付いた刑を持つて居るのであります、而して一方社會は限なき安寧を希望するものでございします、即ち刑は其限りない所の安寧を維持する爲めに宣告致すのであります、然らば刑の期限が過ぎて外に出た時分には

再び犯罪をすることに至りましては一向社會の安寧を永久に維持すると云ふ目的が立たぬのであります。如何にしたならば刑を受けた所の犯罪人が再び社會に害を流さぬ所の善良の民と化するものであるか、是には種々の方法が設られて居りますが、即ち作業などは其方法の一つでありまして又重きを置かなければなりません、先づ犯罪を防禦する手段としては教育と云ふことが必要である、教育と云ふものを分拆致したならば監獄に於ての教育は精神の教育と云ふものもあり又人体の教育と云ふものもあります、精神の教育に至りましては無論其道に當る所の教誨師諸君の勉めて取られる事柄でありまして私は唯今作業の方の事に就て御話をするのであります、

私は作業を以て一の身体の教育であると云ふことを信するものでありまして作業は何が故に身体の教育であるかと申しますれば抑も此犯罪と云ふものは第一番に怠慢であるとか放肆であるとか或は不柔順であるとか浮薄であるとか輕卒であるとか云ふことが重なる原因で起るのであります、其怠慢である、不規律である或は不柔順であるとか云ふ様なことを矯正致しまするのは規律及作業を以てしなければならぬ故に作業、規律と云ふものは身体教育をする上に必要なものであると云ふことを信じて居ります、即ち在監人が作業に勉強である技能の進歩を爲したと云ふことになりましたならば既に改悛の緒に付いたと申して宜しいのであります、第一番に形が正しくなりましたして而して心が正しくなる様な譯でありまして先づ形からして教育して直さなければならぬ其怠慢なる所の原因に依て犯罪した在監人は先づ怠慢心を除去せねばならぬ、其怠慢心を除去することは作業に依らなければなりません即ち作業は單り出監後其業に依て生活をすると云ふ手段のみではございませぬ、作業と云ふものに依りまして規則正しき所の生活をする習慣を付けるのであります、故に囚人を服役せしむるに就ては諸君が日々工場に於て種々の御注意を要するので私か

申上げるでもない充分の御注意が既に届いて居ること、信じて居りますか、此作業と云ふものか處遇土即ち感化の上に著大の効力のあるものでございませぬからして最も重きを置かなければならぬ事柄であります又作業をさせます以上は酷に之を使役することは決して道理か許しませぬが、作業なるものは又必ず一定の努力を要する種類でなければならぬ作業と教誨に依て他を顧みるの暇無からしむる様にせぬければならぬ、小人閑居して不善を爲す譯で、囚人には是非適當の勞動をさせ無益に時間を費やさぬ様にしなければなりません、即ち之が規則正しき習慣を付ける唯一の手段であります、併しながら又只習慣を付けること云ふことが單純の目的であると云ふことは決してないので一方に於て習慣を付けると同時に勿論生計の途を講じてやるのでございませぬ、而して又監獄に於て作業に依て得たる所の工錢は將來自分が生活の爲めに事業を初める第一の資本としなければならぬのであります、故に我國でも監獄の作業と云ふものは必ず生産的の仕事をさせて居ります、或國に依りましては全く怠惰心を矯正するとか若くは之に痛苦を與へんと云ふ單純の目的に依て不生産的の勞役に科して居る所もございまして現に今日尙ほ此不生産主義の勞役を爲して居る所もあり現に英領の香港に於て私も實見致しました、併し我國に於ては作業はどこまでも生産的の作業に依て勞して食する、人間としては必ず一定の職業がなければならぬ、是非自分の職業に依て又相當の時間勤勉して生活しなければならぬと云ふ習慣を付けるので、作業の目的は即ちそこにあるのでございませぬ、然るに今日の實際はどうであるかと申しますると随分作業に就ては唯仕事をさせれば宜しい手を空うしなければ好いと云ふ丈の感念で甚だ不適當なる作業に従事させて居ると云ふ向も間々見受けるところでございませぬ、例へば健康な者に向ひまして相當な工錢が得られるとか生活の道に就き易いとか云ふことからして誠に勞動も何も無い、言はゞ見識に等しい作業をさせる場所もある、又作業の種類に依りま

しては豫備作業を考へて置かなければならぬ、若し此の準備がありませんと唯今御話した様な見識に等しい作業をさせなければならぬ、餘儀ない場合か生じます、例へば外役であるとか當監で申しますれば煉化工であるとかの如きは適當の労働を要する所の豫備作業が是非なくてはなりません、日々外役に出して相當の労働をさせて居つたものが雨が降つたら俄に外役を止めさせる、而して作業は止めさせることが出来ないから一時姑息の作業を之に與へる、相當の労働をしつゝある者が俄に天候等の都合に依りましては誠に軽い作業に従事する或は紙屑を撰らしたり或は糸屑を繋がして見るとか屈強の男にさう云ふ仕事をさせなければならぬ困難に陥るのであります、故に作業の種類に依ては絶へず適當の労働をさして善き習慣を付けると云ふ方針を取る爲めに當監の煉化工とか或は外役を主とする北海道の如き監獄に於ては豫備の作業を考へて置かなければ行刑上から申しまして囚人を動作させる上から云ふても注意不適當の極であり又健康上から云ふても随分關係のあることで朝までは八合食であつたものか俄に輕役の食料に減ずると云ふ様な随分拘子定規の事も行はれますから作業を均一にさせるには今の様な注意も最も必要なことであらうと信じます、又今日の有様を見ますと作業は餘程悔過遷善の上重い所の關係を持つて居るにも拘はらず、餘り重きを置かれて居らぬ様な傾かありはせぬかと思ふ、勿論私は懲戒になるのを以て好むのではありまぬか、作業の督勵は誠に不行届きである其反證には作業上の懲罰は何れの監獄に於ても至つて少ないのであります、或は故意に製品を粗製し又は素品を粗雑に取扱ふ或は故意怠慢に依て役業を怠つたと云ふ様な廉を以て懲罰を受ける様な場合は誠に少ない様に見受けま、私は決して懲罰のあるのを好むのではありませぬか一体に作業の督勵方か不充分であると思ひます、唯仕事さへして居れば宜い、手足を動かして居れば宜いと云ふ様なことでは作業の目的は到底達することは出来ません勿論左まで極端のことでは

ないか知りませぬが甚だ輕視されて居る様な感じを持つのであります、私は是非日々諸君か工場に在つて囚人を使役されるには緻密の精神を以て充分に此作業の監督、督勵をされる様に希望するのでございませぬ、又製造品に就て見ましても随分擔當の人は官の物であると云ふか如き感念を以て誠に粗末の取扱をする嫌ひある、勿論斯う云ふことは到る所にあると云ふのではございませぬか間々斯う云ふことを見受けまするのであります、此事は單り政府の損失に歸するのみならず、餘程囚人感化の上に障害を致すものであらうと思ひます、役人始め官物であるから製品も粗品も粗末に取扱ふと云ふ様な事かありましては甚だ教育上宜しからぬ、勤勉貯蓄の精神を養成して行く大妨害でありますからして、如何に些細の物でありましても廢物はどこまでも利用し又些かでも價值あるものは決して捨てることは出来ぬと云ふことにして、どこまでも大切に製品素品なものは取扱はなければならぬ假令一粒の米一本の葉でも之を穫んには必ず相當の労働を要すると云ふ精神を持たせなければなりません今日受負賃の安價なるは製素品を濫用せらるるの原因である云ふことを或受負人より聞た事かあります故に官吏自から模範を示さなければならぬ、例へば小さい事から申しますれば囚人の日々用ひます草鞋或は草履と云ふ様な物でも鼻緒か切れましたから御取替を願ひますと云ふ申出かあると引換手數を願ひ切れたから捨て、仕舞へ新しいのをやらう或は通常の間であれば片足の方は切れたが片足は切れて居らぬ片足の切れぬのを取つて置いて更に他日の用に供すると細民などは注意して居るに拘はらず監獄では片足切れたから兩方共に捨て、仕舞ふ或は草履は切れぬが鼻緒か切れたそれは仕替へることはないから捨て、仕舞へと云ふ様な事は些々たる取扱ではあります斯う云ふ取扱では物を穫るには勞力を要する勞力は金である品物は即ち金であると云ふ考を養成するに大いなる害を與へるのであります、故に日々工場邊りで素品を囚人に與へて是を監督して製品と爲すま

では必ずさう云ふ場合が多からうと思ひますから是等に就ても仔細な御注意を望みます、勿論些かの事とは言ひながら、唯今申上げました如く彼等の心をして物品を費ひ即ち物品は金であると云ふ考を起させる必要からさう云ふことに取扱はなければならぬと思ふのでございます、それから作業を擔當して居ります所の看守は今日の現況では至つて作業に熟練した者は少ない、勿論其作業に就きましては相當の授業師が雇つてありますから看守は作業の方に深く關係するものでないと云ふ様な考も起り易い様でございますが、決してさう云ふものではないので、作業を擔當して居る人は自ら授業師たるの體でなければならぬ、又自ら授業師たるの技倆を有せねければならぬ、毎々小河事務官などの御話を聞きまするに歐羅巴邊りでは看守の資格には必ず一の職業が必要である、採用條件に職業が必要であると云ふことになつて居る、故に作業の督勵が甚だ能く行届く結果として収入も比較的に多い、所に依ては在監人諸費の半ばまでを囚人の作業収入に依て支拂はれることが出来ると云ふ様な有様ださうであります但我國ではまだそこまで程度が進みませぬで看守の採用條件として必ず一の職業が必要である、甲の監獄に採用するには其監獄に設けてある所の作業の一を學び得た者でなければ採用出来ぬと云ふことは行はれませんが、退々其進路に向ひたいものと存ます、看守諸君の内には随分職業を會得して居る向もありましようが日本の習慣と致しましては役人となつた人が己れの手職がある或は斯う云ふ仕事が出来ると、所謂職工が爲す様な職業は務めて包むと云ふ様な情がございます、當監の如く時々講話會と云ふ様なものを催されて作業に就ては作業主任が出席し講話をし衛生に就ては醫師が出席して講義するとか夫々主任々々の人が出席しまして講話研究すると云ふ方法がなければならぬ、又さう云ふことになりましたらば看守諸君も充分どの部分にも通曉せられて餘程監獄の爲めに利益を得ることであらうと思ひます、乍併一定の業務を知つて居るか或はさう云ふ

人は容易にけ得られませぬが其業務に能く通曉せしむる爲めには成るべく一定の受持を定め頻りに變更せしめざるの注意がなければなりません、而して一利一害でありまして長く同一の工場に勤務するが爲めに種々の情弊を生ずると云ふことも實際に於て見聞する所でありますから此の點にも充分注意監督を要します、例へば裁縫工に始終付いて居る者は自分の服が損じたと云ふて直接囚人に直させるとか或は靴が損じたからと云ふて直に靴工に直させると云ふ様なことがありまして爲すべからざる事を看守がして居るから囚人に若犯則がありまして強て之を咎めることが出来ぬ、夫れが爲めに規則が亂れると云ふ弊は間々あります、又さう云ふことは嚴重に慎まなければならぬ、又禁しなければなりません、終りに尙私に各地方で聞々實見致します所の監獄の事務に就て御話を致したいのでございますが、是は少しく看守諸君の方に直接の御關係のない事ではございますが監獄を見まする内に作業取締が至つて不完全でありまして受負工業などの多い所では自由自在に受負人が囚人の間に往來し又囚人に向て時と場合に依りましては飲食物を給すると云う様な事も是聞致して居ります、其結果と致しまして作業上に非常な影響を蒙つて居ると云ふ様な實況もございませぬ、又帳簿類に就て見ますると日々帳簿の整理を致して行くべきもの例へば出納簿でありますれば現金の支拂をした其記帳を即日爲さす數日後れて居りますとか甚しきは終に記帳漏となるとか勿論取扱者は日々整理して往かなければならぬことを承知して居りながら十日も二十日も怠つて結局それが爲めに現金と帳簿と符合しません之を取調へんとすれば有らゆる帳簿を引出さなければ見出すことが出来ぬと云ふやうな都合がございます、其他身分帳の記入なきが至つて粗漏であるとか又名籍原簿などのことに就ても入監の時は一通り調べて記入はしましたけれども入監後に起つた所の事柄で是非訂正して置かなければならぬものである例へば人相などに關係しまして入監當時は兩眼普通であつた者が入監

後病の爲めに明を失したとか或は「レウマチ」に罹つて跛者になつたとか或疾病の爲めに手を切つたとか足
を切つたとか云ふことは少しも原簿に訂正がしてないとか、或は又時期を失せずして調査會を開き賞與す
べき者には賞表を與ふると云ふ方法になつて居るにも拘はらず問々之を捨て置きまして賞表を與へる時期
を失し甚たしきは調査會の記入などがいつの調査會の記入であるか分らぬと云ふ様になつて居る不始末も
ある、又在監人が死亡した場合に於きまして遺留貨物の處分が甚だ不親切である緩慢に流れて居る、所に
依りましては数百件の遺留貨物の始末の着いて居らぬ所があります、例へて申しますれば或囚人が入監の
時に何の何兵衛と言つた其者が后身上票の照會に依りて姓名が變つて居つた其者が死亡した場合は元の入監の
時に間違つて書いたのを訂正せず置いた爲めに其間違つた名前が死亡した時に原籍の役場に照會しまし
て其照會に對して原籍役場から本人は此村の居住人ではないと云ふ一片の回答を得ましたと云ふて其儘捨
て置いて遺留貨物の處分が出来ない甚しきに至つては全く遺留貨物には手を付けずを置いて年數を經た
爲めに今日では如何處理して宜いか分らぬことになつて残つて居る物がある、是等は私共監獄を見る内に
就て時々發見致しまする缺點でございます、又工錢の計算などが毎月の初めにすることになつて居るのが
一ヶ月も二ヶ月も後れましてそれが爲めに出監時に合計してやるが出来ない爲め渡し漏れと云ふ様な
不都合な點を問々見出して居ります、是は今私が作業の御話をした序でに些か御参考に供して置きます、
私は尙作業の事に就て今少し精しく御話致したい考で居りましたが小河事務官も御出席になりました有益
なる御話があることと云ふいますから今日は是で御免を蒙ります

○東京集治監講話會に於ける典獄若山茂雄君の口述

諸君に御紹介します今日は本監に於て此講話會を開くに就きましては小河事務官山上教授留岡教授有馬神
奈川縣典獄の四君に御講話の事を願ひましたらば皆さん御縁合せ下さつて御承諾になりました是より諸
君と共に謹聽しやうと思ひます尙此講話會を開くことに付きまして簡短に其主意を申して置きます兼て私
か諸君に訓示しまする時に申します通り今日獄務の改善進歩を圖らねばならぬことは申すまでもなく諸
君と共に始終稱へて居りました條約改正は既に其期が到達しまして今日の官報を御覽になつたら御承知で
もございせうか其爲めに詔勅も降つた次第であります故に監獄の仕事も今日以後非常に責任が重くなるの
であります社會の進運と共に發達して参り社會の人文の程度に後れない様に此監獄の事業も進歩して往
かなければならぬと云うするにはどうしても御同様に監獄に關する智識の研究と云ふことが最も必要である
それには先覺者の説を聞きまして頭を作ると云ふことか一番肝要であらうと考へますそう云ふ必要の爲め
に今日初めて御吹聴をした四君に講話を御願ひまして御承諾を得た譯であります其積りで能く御聞きにな
りまして此事を諸君と共に實行する様にしなければならぬと思ひます

○四人賞與に就て

(於東京集治監講話會)

有馬四郎助君

私は茲に演説者の口調を借りて御断りしなければならぬことかあります、御承知の通り、私は諸君と共に
實務家の一人として、日々職務に忙はしい所のものでございます、それでありまして若山典獄より

紹介せられたるか如く、諸君に向て講話をすると云ふ様な堅苦しいことを以て紹介されますと甚だ私か今諸君の前に立つに就て妨げとなる譯で誠に好まぬ、何んとなれば諸君の前に立つて演説とか講話とか云ふ様なことを爲す資格のない者でありますから、それで私は斯の如く大業に言はるゝことは甚だ好まぬのであります、それで豫め御承知願ひたいのは諸君に向て講話或は演説と云ふ様な考を以てするのでなくして唯多少實務上自分が愛て氣付いて居ります事を諸君の前に相談的に自分の見込を述べて見る、斯く云ふ位の程度に御承知願ひたいのである、而して如何なる事を茲に述ぶるかど申しますと、實は全く用意がなくして突然参つて只今あゝ云ふ宣言を受けて已むを得ず見込を述べる譯でありますから、已むを得ず強ひて考出した事と云ふて宜からうと思ひますか、それは

御互か囚人を通します上に就て此方うの利益とでも申しませうか、一番大切な所のものは何んであるかど云ふ問題でありましてそれは即ち賞票と云ふものか彼等を處遇する上に就て非常なる利益であると私は信じます、それでありまして此賞票と云ふもの、働に就ては何の邊まで働か及ぶものであるかど云ふことは多少兼て考慮を費して居る所でございませう、大方諸君に於ても此點に就ては感と同くして下さるであらうと確信します、先づ此賞票と云ふものの働を一口に評しますれば、在監人に取りましては恰も「モルヒネ」の如きものであつて非常なる害を爲すことかあり、又非常なる効能を顯すことかあると云ふことは明かであらうと思ひます、尙言葉を換へて申しますれば此賞票なるものは一見する所唯一片の青い印に(改正に依り白となる)過ぎませぬけれども彼をして活かすことも出来又全く滅ぼすことも出来る、即ち此賞票と云ふものは斯の如く重大なる權威を占めて居るものであると云ふて私は差支あるまいと考へます、それで斯の如く大切のものであるからして御互が此賞票の附與と云ふことに就て苟も是を輕々に取扱

ふ様なことがありましては我々の職責の上から云ふても殆ど我々はその職責を盡さぬものと云ふ事は免かれまいと思ふ、然るに我々が世間一般の振合に鑑みてどうも憐れたらざる所ものは此の賞票と云ふものに就て一寸考を尋ねて見ますれば大抵今私の申します様なことは何人も言ふ所ではありまするが去りながら扱て實施上に就て果して其大切なる程に之が常に親切に鄭重に取扱はれて居るかど云ふことは今遽かに斷言することの出来ない所で甚だ遺憾とする所である、もつと切に申しますれば此賞票かどうも適當に行はれぬで或は濫授となり或は各與となつて唯棚の上の寶たるに過ぎざる様にするは各地に見る所ではあるまいかと私は思ひます、或論者は此賞票と云ふものに就て斯う云ふ心配を懐く者が多い様である、此賞票と云ふものを司獄官が授與するに就てどう云ふ弊害があるかど云ふと多くは是を處遇上の無事平穩を祈るが爲めに彼是の歡心を買はんが爲めに徒らに與ふる、所謂濫與と云ふことが今日の通弊であると云ふことを大變心配する人がある、或は斯の如き事があるかも知れぬけれども私が多少の經驗に依りますれば、寧ろ弊害は其處にあらざして他方にあることを確信するのである、それは何んであるかど云ふと是を授與することが活用されぬで死文に拘泥し寧ろ吝嗇に失すると云ふことである、私思ひますに彼の賞票なるものは段々潮はつて其制の立てられたる所以を考へますと、彼れの既往の善行を顯表する爲めに、言葉と換へて申しますれば是丈の働があつたからして其報ひとしてやると云ふ恰も代價を拂ふて品物を買ふが如く商法的の割出しよりして賞票を附與すると云ふ論の如きは之は唯賞票たるもの一部分の趣旨を云ふたに過ぎぬのでありまして、まだ其全評を説明したものでないと思ふ、私の考に依りますと寧ろ斯の如きものにあらずして、賞票と云ふものは大に之を利用すると云ふことは初め此賞票の制を立てられたる主意ではないかと思ふのである、どう云ふ風に利用するかど云ふことは申すまでもありませぬが、彼の不完

人の常に言草にする所である、さう云ふ具合に折角本氣になつてやらうと云ふ所のものも、どうしても此方が始終情疑の眼を以て見るときは是は人情として人間が素直になり得へきものでない、能く書物などの上でも見ますが監獄の役人が小泥棒を捉めて其取扱ふ所はいつも大罪人である大泥棒であると仕向けて遂にはそれが大泥棒に化することは事實であると云ふことは書物の上に書いてある又むつかしく云ふではありませぬが或書物で見ますと心理作用として人間が常に人よりはは任けない是は悪いと云ふて始終評判を立てられ相場を立てられて殆んど其人間はどうしても世間の評判の如くなるものである、それに反して悪人でも是は善人である悪い事はしなないと云ふて世間から段々煽動されて其人は名前が高くなつて世間の尊敬が重つて来ると悪い事をしたくても出来ぬで遂に善人と化して仕舞ふ、斯う云ふ事は今の學理の上から申しても當然のものであると書いてある、是はどうも吾々が囚人を取扱ふ上に就ては實に適切なることであると確信する、それで世間でも能く申します「嘘から出た誠」と云ふとがある最初は私は謹慎致します、もう嘘は吐きませぬと云ふて人を騙ます積りでやつて居つても此方が至誠を以て彼に對して常に一點の疑がなく即ち光風霽月と云ふ立派の態度を以て彼に對しましたならば、どうしても彼等は化せられぬを得ぬ、所で最初嘘を吐いたが、誠になつて本當の善人になつたと云ふとは監獄にも能くあるとだらうと思ひますが諸君は如何考へられますか私は斯く信する所のものである斯の如き事柄は人情の機微に涉り一種妙味ある真理でありますから吾々か賞票をやるに就てはいつも此賞票の上には適用されなければならぬ大切な事と信します、それでありませぬから諸君と共に彼等の行狀を勘査しまする時に於てもそこらは餘程前後に考を着けまして最初悪かつたからいつまでも悪いと云ふて餘り先入主となつて行狀を勘査するとは今日の弊害であるから其弊害に陥らぬ様に注意するどが彼等囚人に莫大の幸福を興ふる所の注意の點

であらうと思ひます、吾々が此行狀勘査の席上に於て常に腦髓を打つて不快を感じますものはどうも此方らに邪推を以て見ると云ふ所謂昔の牢屋番根生とでも申しませうか頑固なる偏僻なる所の疑心であります是非等は改めなければならぬ必要を認めるので、此所杯に於ては斯の如き事は決してないかは知りませぬが賞票は斯の如き度合を以てやらなければならぬと云ふ意見を持つて居りますから、是丈を申し上げます

○賀監獄協會雜誌發行

監苑文成將發行 萬紅千紫號研精 在神戸荒由 夏川再生 精神一到君休息 他日期來不背名

青州曰且賀且勉

海外通信

○伊太利國ヴァレ、ボンペイ 會長アツ、バルトロ、ロン

ゴ氏より本會への書翰

拜啓本月(五月)廿八日は日曜日付「ボンペイ」街に

於て囚徒の遺児にして他に頼るべき道なき不幸者を救済養育するの目的にて創立せし「ヴァレ、ボンペイ」會第七回紀念祭を執行せり(中略)世に最も可憐なる社會の孤兒を救助養育する本會の美舉は已に數年前より成立し其成績も亦良好なり(中略)蓋し本會は曾に此等の孤兒を救済養育に止まらず可成的犯罪人を減少ならしむるの方法を講じ且つ改過遷善の難事を容易ならしめんと欲するにあり

抑も本會の設立は已に七年の前にあり而して今日の

成蹟によれば其結果の佳良なる創立當時の理想の外にあり是れ畢竟するに昔日は此の可憐なる法律上の孤兒を視ること恰かも隣敵の如くなりしも今や一變して全く其趣を異にす加之昔日は罪因の遺兒を嘲罵し非人視せしのみならず尙且つ父母の放肆罪惡を見習ひ之を繼承する愚漢なりと輕視し之を顧る者なかりしも今や之を可憐視するの世とはなれり且つ又昔日は公私立なる慈善主義の會社にして孤兒を撫育するの途も開けず又た惡むべき悲むべき犯罪に陥らざらしむべき方法だに講ずるの輩稀れに見る所なりしも今や世の善男善女は争ふて之を扶助するの美風となり剩へ今日は巨万の資産を有する富豪家も上流社會に位する儕輩も皆孤兒を憐み宗教上洗禮の教父となるを約諾する博愛の士も尠ならず尙且つ進んで孤兒を引取り養子となさんことを望む慈善家さへ輩出するの世の中とはなりぬ

又た罪人の兒なりと雖も教育の道を得るに於ては自他の兒と何ぞ撰ばん從來四人の兒とさえ云へば概して之を非人視するの惡習存して尙も教育の道を講ずる者なく躬自ら人道に反することを悟らざりし弊風も世の進歩と共に今や此等可憐兒を撫育教訓し且つ

正義に就かしむるの道を謀るは抑も世人の義務なりと爲す博愛主義の行はるゝ今日なるを以て法律上孤兒の幸福是より大なるはなし
本會の機關雜誌にして最近刊の「ツアレ、ボンベイ」一號を封入して送呈す右は本會に良好なる養育の方法を案出し以て教育したる成績あり願くは本雜誌に就き一覽あらんことを又た本會を創設せし當初の趣旨を明記しあり其他本會の改善發達の次第にして其や見るべきものあり請ふ閱覽あらんことを
(中略)國を異にし里程遠隔なりと雖も博愛の主義を旨とするの心情に至りては蓋し異なることなきのみならず尙は斯業を普及せしむるの意思も亦同一ならん
(中略)
本會は伊太利國「ボンベイ」なる有名の古跡地に在り而して若し本會の爲め高見あらは希くは垂教あらんことを又た當地の古跡を探り羅馬時代と今代と新古文明の差を研究せば得る所亦頗る多かるへし云々
千八百九十九年五月十五日

ボンベイに於て

アウ、バルトロ、ロンゾ

雜 錄

○改正監獄則說明私言

編者 述 ぶ

明治二十二年勅令第九十三號監獄則中改正の件は本年七月勅令第三百四十四號を以て公布せられたり而して今回の改正はほんの部分改正にして必要止を得ざる箇條の外は他日刑法改正の期に譲られたるを以て監獄則中尙も刑法及び刑事訴訟法に關係を有する條文に就ては可成之か加除を避くるの趣旨に出たるを以て刑事訴訟法に依り當然消滅若くは改廢に歸したる箇條は姑らく舊法文を存置し以て當局者の解釋に委することとなりしは主管當局者の明言する所にして此際改正箇條に對する説明私言を述ふるに當り併せて之か改廢に關する解釋を試みに述ふるは亦強ち無要の辨にあらざるを信ず讀者幸に之を諒せよ而して今回同時に改正せられたる監獄則施行細則中取扱上疑義に涉る點に就

ては曩きに當局主管局長より説明書を發せられたるものあり次項に之を掲載し以て當局者の比較研究に便せんことを期したり

改正監獄則說明理由

第六條 本條は收監文書の範圍を擴めて令狀宣告書の外執行指揮書其の他適法の文書を加へ從來の如き疑昧なからしめんことを期したり即ち執行指揮書は刑罰執行に必要な文書にして其他適法の文書とは特別の法律命令を以て收監するに有効の文書を總稱したるものとす例へば檢事の發したる移送命令書又は囚人及び刑事被告人押送規則に所謂押送狀等を指したるものにして亦將來收監に有効なる文書を豫想し廣く適法の文書と改めたり而して舊則領收證の規定を除きたるは單に收監したることを證明するの具たるに過ぎざるを以て之を施行細則に譲りたり(施行細則第一條參照)

第七條 携帶乳兒の許否及び其の年齢に就ては從來識者の間に議論ある所にして本來より之を論究せは乳兒の携帶は全然之を許さるるを以て正理とすと雖も之を收容する機關の未だ全備せざる今日に於て絶對的に監獄に之を携帶するを許さすとせん

か此可憐の嬰兒を鞠養する者のなき場合に在ては側愼の情忍ふへからざるものあるを豫想し其の哺乳期と認むべき生後滿一年間に限り之を許すことを得と改めたり舊則に依れば其の齡滿三歳に至るまで之を許すとありたるより保育義務者の有無は深く之を穿鑿するを要せず苟も生後滿三歳以下の幼兒を携帶する者は總て之を其母と共に監獄に收容するの止むを得ざるに於て勢多數の携帶乳兒を監獄内に見るに至り不都合からざるを以て之を聽許法文に改めたるも亦其收容年齡は舊則の滿三歳は長きに失するを以て法定の哺乳期を滿一年と認めたるに依る故に現に監獄内に在て携帶乳兒にして其齡滿一歳以上に達する者は速に養育義務者を求め之に引渡すの手續を盡すへきは勿論其の無籍若くは引取人なきものに在ても地方の慈善團體(養育院孤兒院等)若くは監獄所在市町村の公共團體と協議を遂げ可成之を監獄以外に於て収養せしむるの方針を採らざるへからざるなり之を要するに今後乳兒の收容に就ては能く其の初に保育義務者の有無を調査し萬止むを得ざる事情あるにあちされは容易に之か携帶を許さざるの精神に出

たりと謂ふ

第八條 典獄の二字を削りたるは入監者の携帶物品に對する領置(保管)の責任ある者は即ち物品會計官吏にして典獄は即ち之か所屬長官たるに過ぎざるを以てなり而して本條に但書を加へたるは改正施行細則に於て領置を拒むことを得る場合を規定したるを以て本條に取除を設くるの必要に出でたるなり(施行細則第六條參照)

第十七條 定役囚の作業は刑名罪質年齡技能將來の生計等を斟酌し其体力相當の作業を課すべきことを明示したるは監獄作業を以て刑罰の苦痛たらしむることを避け以て懶惰放縱の極罪惡に陥りたる者をして自働自食の眞慣習に馴致せしめんとことを期するの趣旨を明かにしたり而して科程の定め方は普通一人前の働高を程度とし之を典獄に一任せんとするにあり(施行細則第三十七條參照)

第十八條 本條に第三項を加へたるは彼の風俗慣習を異にする外國人に對しては各其の國の國祭及宗教等の關係に依り就役せしめ難き事情あるときは豫め内務大臣の認可を得て臨時服役を免せしむるの必要を認めたるに依り第四項は秋夫婦夫其他監

獄用の爲め免役せしめ難き作業に使役する者は必ずしも免役せしむるに及はざる趣旨を明示し免役の除外例を設けたるは人權を保證したるに過ぎずして従前と異なることなし

第二十二條 本條は工錢給與の割合を變更し舊法の重罪輕罪に依て之を區別するの外初入者再入者の別賞表の有無并箇數に依り其の給與類に差別を設けたるは要するに階級制に依り個人的待遇を確實ならしめんとするの精神に出でたるものにして一面改過遷善に誘導せしめん爲めの方便に職由せり

第二十三條 典獄の二字を削りたるは物件の領置同儔典獄以外に於て責任官吏即ち歳入歳出外現金出納官吏なるものあればなり

注意 第二十五條第二項は姑らく之を舊法の儘存置するも本年法律第七十三號刑事訴訟法の改正に依り其の第八十五條第三項に於て刑事被告人と他人との間に物件の授受に關する規定を設け豫審判事に於て特に其の授受を禁止又は差押を爲さざる場合に於ては全然被告人の自由意思に任ずること當然の事理なるを以て刑事訴訟法の改正以來本條第二項は結局法律の抵觸に依り自然消滅に歸した

るものと解釋せらるゝより主管内務省監獄局より司法省民刑局へ照會の末刑事訴訟法第八十五條第三項に依り豫審判事に於て差押へ若くは授受を禁せられざる物件は刑事被告人即ち所有者の自由任意なりとの事に決定せる由にして本條第二項は當然消滅に歸したるものとす

第二十六條 囚人に一定の衣類臥具を着用せしむることしせしは從來と異なることなしと雖も舊法は之を貸與とありしを改め之を刑罰の一要素即ち強制着用主旨を明かにしたると懲治人を本條より除きたるは懲治の性質既に刑罰にあらざるを以て是に囚人同様強制着用とするは穩かならずとの趣旨に出でたるものにして之を第二十七條に於て刑事被告人と同じく其衣類臥具は自辨を本則に改めたるに依る

第二十七條 本條に懲治人を加へたるは前項に説明する如くなりと雖も舊法に比し一大改正とも看做すへきは刑事被告人及び懲治人の臥具は總て之を自辨と爲したることは是なり尤も之れか爲め多少の手段且取締上の不便は之れあるへしと雖も刑事被告人の内身分地位等の關係に依り一定の臥具を貸

與着用せしむるより一種の苦痛を感せしむるに至るの虞れあり旁々刑事被告人に對し之を強制すべき性質のものにあらざるを以て斯くは臥具は總て自辨とし(懲治人亦同し)其種類品數等は典獄の指定する所に依らしむるは取締上の必要に出でたるに依る

第二十八條 在監人の食糧は身体の強弱及び作業の勞動如何に依て斟酌を加へざるべからざるに舊法は單に作業の強弱作業に服すと否及び年齢に依り區別するの外之を一定したるは穩かならざるを改め其分量の増減は各自身体作業年齡等を斟酌し保健を期するの主旨に出づ故に其最上限を一人一回三合以下とし斟酌の餘地を與へ亦菜代も近時物價の騰貴に依り在監人の營養を害せんことを慮り舊法の貳錢を參錢以下と改めたりと雖も是れ素より美味を與ふるの趣旨にあらざりして適當の範圍内に於て健康を保つに必要なる程度に應せしむるの精神に過ぎざるなり其地方の状況在監人の體質に依り糧食を變更するの必要を認めたるときは豫め内務大臣の認可を要し猥りに奢侈の弊なからしめんことを期したるに依る但舊法の食糧を糧食と

改められたるは外國人慣用の食物の如きは飯と菜との區別を立て難く旁兩者を包含せしめんどの精神に出づ

第二十九條 在監人の鬚髮は其必要な場合に於て之を蓄へしむるも敢て差支なしと雖も其請ありたれば刈り取らるるを蓄へしむるか如きは規律及衛生上有害なしと謂ふべからず之を要するに彼の風俗習慣を異にする外國人に對する多少の斟酌を加ふるの餘地を與へたるに過ぎざるを以て或は漫に之を剃削を等閑に付し不規律に流るゝか如き弊なきを保せざるべからざるなり

第三十條 教誨は素より教誨師の任なりと雖も當に之を教誨師のみ讓るべからざるは勿論典獄以下他の監獄官吏も教誨訓諭の任に該るを要す故に本條教誨師の文字を除き亦其主義を除きたりと雖も監獄の目的にして總て悔過遷善の道を講ずるにあらざるなきを以て廣く之を單に教誨とし進んで刑事被告人にも其請ひあるときは之に教誨を加へ精神教養を努むるの注意を以てせり

第三十一條 幼年囚懲治人の教育は最も慎重の注意を要し獨り本條列記の科目に止まらざるは勿論身正に依り自然消滅に歸し豫審判事の接見を禁せる限は典獄限り之を許すの精神なり(刑事訴訟法第八十五條参照)

第三十七條 本法は舊法に比し死亡通知方并假葬の手續を施行細則に譲りたるに過ぎずして一面傳染病に依り死亡したる者は火葬し得るの道を開きたるにあり

第三十八條 本法に於て懲治人に飲食物品の差入を許すの道を開きたるは感化教育上の便を圖りたるに依る亦第二項を存置したるは第三十二條との權衡上當を得ざるの嫌なきにあらざりと雖も要は唯取締上の便宜を謀りたるに依る

第三十九條 前條に於て懲治人に差入を許すの規定を設けたるを以て本條より之を削除せしに過ぎず第四十二條 減食監室所對者の糧食を二分の一乃至三分の一に改めたるは第二十八條に於て糧食の規定を單に最上限に止めたるを以て給與食量の二分の一乃至三分の一を減することとし従前の不給菜を改めて食量に相當する菜を給するの主旨なりとす

第四十三條 前條に同し

體の發育を助くべき体操等亦必要なるを以て本條に等の文字を加へ教育の實を擧げしめんことを期するにあり

第三十二條 囚人懲治人の看讀書籍は從來其範圍を限定せられたりしと雖も本條は感化若くは紀律に妨げなきものは可成廣く之を看讀を許すも行刑上の妨害たらざるのみならず犯罪は素と教育の不完全に原因するもの多きを以て可及的之か自修の範圍を擴め自省遷善の念を發揮せしむるにあり

第四項を削除したるは有益なる新聞雜誌の看讀は之を許すも敢て差支なかるべしと云ふにありと雖も無制限に之を許すの精神にあらざるは勿論にして法文の削除を名とし漫に之を許可するか如きは最も當局者の注意を要する點なりとす

第三十三條 懲治人の發する信書の制限を解きたるは懲治人は性質強制教育を施すに在るを以て所謂其父兄たる保護義務者又は其他の親屬故舊と可成接近せしめ善交を奨勵するの精神に出でたるもとす

第三十五條 典獄を監獄官吏と改めたるは只其範圍を廣めたるに過ぎずして第二項は刑事訴訟法の改

第四十八條 處罰中と雖もの六字を削りたるは懲罰執行猶豫の餘地を開くの精神にして改悛の状著しき者に對しては懲罰執行を免除し得ることとせり
改正監獄則施行細則中疑義の件に付本月二日當局主管監獄局長より一般に通牒せらるる説明書は實に左の如し

○改正監獄則施行細則說明

第一章 通則

第六條 本條ハ領置物品ニ制限ヲ加ヘタルモノニシテ其取捨斟酌ハ專ラ監獄官吏ニ任スルノ主旨ニ出テタルモノナリト雖モ猥リニ其趣旨ヲ擴張シテ個人ノ權利ヲ害スルカ如キコトハ努メテ之ヲ避ケルノ注意アルヲ要ス例ヘハ保存ニ價值ナシト認メタルモノト雖モ携有者ノ身分其ノ他ノ關係等ニ依リ必要ノ物品タルモノアリ又其ノ保存ニ不便ナル生物或ハ過大ノ容積ヲ有スルヨリ領置ニ堪ヘサル種類ノモノト雖モ漫リニ之レカ領置ヲ拒ムカ如キコトハ本條ノ趣旨ニアラサルヲ以テ右等ノモノニ付テハ能ク其主旨ヲ本人ニ諭シ他ニ相當ノ保管者ヲ撰マシムルノ注意ヲ加フルヲ要スルハ勿論猥リニ

法文ニ拘泥シテ携有者ノ權利意思ヲ害スルカ如キコトナキヲ期セサルヘカラス

第九條 女子ノ檢身ハ看守長ノ臨監ヲ要セス女監取締ヲシテ之ヲ行ハシムルコトト爲セバ男女其ノ性ヲ異ニセリヨリ或ハ婦女ノ德性ヲ害スルノ嫌ナキニアラサルヲ以テ看守長ノ臨監ヲ要セサルコトハセシモ檢身ノ精密ヲ期スルカ爲メニハ女子ノ檢身ハ可及女監取締二人以上ヲシテ之ヲ勵行セシムルノ注意アルヲ要ス

注意 舊則第十一條乃至第十四條ヲ削除シタルハ其主旨舊則ノ規定ヲ不必要ト認メタルニアラサルハ勿論仍一層之カ勵行ヲ期スルノ要アリト雖モ右等ハ監獄官吏當然ノ職責ニ屬スルヲ以テ之ヲ本則ヨリ削除シ追テ此種ノ事項ニ付職務ノ分掌ヲ定メント欲スルニ依ル故ニ能ク此趣旨ヲ體シ職務上ノ遺漏ナキヲ期スルノ注意ヲ加フルヲ要ス

第十一條 在監人ニシテ釋放スヘキモノアルトキハ其ノ氏名相貌等ヲ糺シ萬遺算ナキヲ期スヘキハ勿論ニシテ單ニ書類ニノミ重キヲ置カス身上其ノ他ノ關係等ヲ詳査スルヲ要ス從來ノ取扱例殊ニ名籍原簿ニ依テ之ヲ調査スルニ其相貌ノ記入往々粗慢

ニ失スルヲ免レサルモノ、如シ故ニ一層之カ正確ヲ期シ形式ニ失スルコトナキヲ要ス
注意 舊則第十九條第二十條ヲ削除シタルハ明治三十年勅令第四百十五號囚人及刑事被告人押送規則ニ據ルノ義ナリ

第二十六條 舊則第三十二條ニ於テ監房ハ看守長ノ立會アルニアラサレハ之ヲ開扉スルコトヲ許サ、リシモ斯クテハ却テ職務執行ノ周到敏活ヲ缺ク嫌ヲヒアルヲ以テ看守長トアリシテ況ク相當官吏ト改メ又立會ヲ要スルハ獨リ雜居拘禁ノ場合ニノミ限定セリ其ノ相當官吏ト稱スルハ典獄以下書記看守長監獄醫教誨師ヲ指シテ之ヲ稱ス

第二十八條 囚人ノ監房ニハ疊ヲ敷クコトヲ得サルヲ以テ本則トシタルハ規律保持上ノ必要ニ出テタルハ舊則ニ異ナルコトナシト雖モ衛生其ノ他身體保健上ノ必要ニ依リ特ニ其ノ必要アルモノニ就テハ詳細其事狀ヲ具シ本省大臣ノ認可ヲ得テ多少ノ取除クテ設タルノ道ヲ開クヲ故ニ漫リニ之ヲ擴充シ行刑ノ本旨ヲ誤ラサルコトニ注意アルヲ要ス
注意 舊則第三十四條ヲ削除シタルハ刑事訴訟法ノ改正ニ依リ密室ヲ廢セラレタルト聞室ハ其ノ構

第二章 作業

第三十六條 本條ハ作業指定前ニ當リテハ宜ク先ツ醫師ヲシテ當該囚人ノ身體ノ狀況ヲ診査セシメ其ノ健康強弱ノ度ヲシテ作業ノ輕重難易ニ恰當スル所アラシムルノ趣旨ニ出テタリト雖モ作業指定前ニ在ツテハ獨リ醫師ヲシテ其ノ身體ヲ診査セシムルノミナラス尙監獄則ノ規定ニ依リ罪質犯數年齡

技能等ニ依テ考查シ相當ノ乘種ヲ撰定スヘキハ勿論ナリ而シテ又舊則ニ於テハ入監ノ場合ニ在リテノミ身体ノ診査ヲ必要トセリト雖モ本條ハ總テ入監轉役等作業指定前ニ在テハ悉ク醫師ヲシテ先ツ一應身体ノ診査ヲ施コサシムルノ趣旨ナリ故ニ當局者ハ一層轉役等ノ場合ニ際シテハ十分ノ考查ヲ爲サ、ルヘカラス

第三十七條 科程ハ從來五等ニ分チ相當ノ等級ニ編入シテ服役セシムルノ例規ナリシガ本條ハ全ク之ヲ廢シ老者幼者病者弱者不具者ヲ除キ苟モ普通一人前ノ働ラキヲナスニ足ルヘキ所ノ者ハ總ヘテ等一ノ科程ノ下ニ服役セシメント欲スルニ在リ尤モ老者以下普通一人前ノ科程ニ依ラシメ難キモノト雖モ相當ノ定量ヲ定メテ服役セシムルコトハ極メテ必要ナリトス而シテ若シ是等ノ者ニシテ定量以外ノ作業ヲ爲シタルコトアリト雖モ必スシモ科程外ノ工錢ヲ給スルニ及ハザルナリ若シ又實際普通一人前ノ働ヲ爲スニ足ル者アリトセハ宜ク普通人ノ科程ニ依リ作業ヲ勵行セシムル所ナカルヘカラス

未熟者ニ對シテハ大凡ソ習熟期限ヲ三月ト爲シ如何ニ拘ラス必ス二人以上ノ戒護者ヲ要スト規定セシ所以ナリ

注意 舊則第四十五條ヲ削除シタルノ理由ハ刑期五分ノ三ヲ經過セサル者ト雖モ尙作業指定ノ場合ニ當テ出獄後ノ狀況ヲ慮ルヘキコト當然ナルヲ以テナリ同第四十六條モ亦細則ニ規定スルヲ要セサル當然ノ規定ナルヲ以テ之ヲ削除セリ

第四十一條 理髮野紙摺掃除等ノ作業ハ多クハ終日使役セシムルコト能ハサルヲ以テ本條ノ規定ヲ設クルニ至レリ此等ノ者ト雖モ若シ終日使役スルニ足ルベシトスレバ科程ニ依ラシムルハ勿論ナルモ否ラサルモノハ本條ニ從ヒ副業トシテ科スヘキモノトス

第四十七條 本條ニ所謂再入者トハ曾テ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ入監シタル者ヲ謂フ但換刑禁錮ハ此ノ限ニアラス

第四章 給與

第五十一條 從來ノ如ク男囚ノ通常服ハ長衣トシ短役服ハ短衣トシ女服ハ總ヘテ長衣トスルヲ可トス但特別ノ必要アル者ニ對シテハ必スシモ以上ノ例ニ依ルヲ要セス携帶乳兒ニ貸與スル衣服ハ紺色若

其ノ期限間内ニ在テハ宜ク技能ノ習熟發達ヲ來サシメコトヲ期シ經過後ハ普通人ノ科程ニ依ラシムルコトヲ要ス妨者ニモ亦特ニ作業ノ撰定ニ注意スヘキハ勿論習熟ノ點ニ向ツテモ教導啓蒙樂シテ勞役ニ服スルノ真習慣ヲ養成セシコトヲ努ムヘシ

第三十八條 從來既ニ規定外ノ作業トシテ認可ヲ受ケタル者ニ對シテハ此際更ニ內務大臣ノ認可ヲ受ケルヲ要セス

第三十九條 本條ハ北海道集治監三池集治監等ノ如キ長期刑囚ヲ拘禁シ且作業上外役ヲ必要トスル場所ニ限り內務大臣ノ申請ヲ經テ刑期二分ノ一ヲ經過セサル者ノ外役ヲ許スノ精神ニシテ普通一般ノ監獄ニ於テハ本則ノ規定ヲ勵行セシメントスルノ趣旨ナリ

第四十條 外役囚ノ戒護ハ如何ナル場合ヲ問ハス總テ看守二人以上ヲシテ戒護セシムヘシ是レ一ハ万一ノ變ニ應ゼンカ爲メノ措置ニシテ戒護者一人ナルトキハ獨リ戒護ニ於テ周到テ缺クノ嫌アルノミナラス一朝事變ノ際會スルアルノ時ニ至テ急テ告ケルコトスラ能ハサルモノアリ故ニ外役囚ノ多寡

クハ淺葱色ノモノヲ用井スシテ成ルヘク普通孩兒ノ着用スヘキモノヲ撰ミテ用ユルヲ要ス

第五十五條 臥具トハ必スシモ蒲團タルヲ要セス場合ニ依リ便宜毛布ヲ用ユルモ妨クナキノ意ニシテ其他舊則ニ所謂本枕ヲ改メテ枕ト爲シタルハ普通箱枕ヲ用井シムルノ趣旨ナリ

第五十九條 購求食物ヲ許スノ趣旨ハ一ハ以テ作業獎勵ノ用ニ供シ一ハ以テ善良ナル行狀ヲ保持スルノ習慣ヲ養成セシメシムルカ爲メノ獎勵法ニ出ツ故ニ實際之ヲ許スニ當リテハ科程ヲ了リタル者ニシテ且品行方正ナル者ニ對シテノミ此ノ恩典ニ浴スルコトヲ得セシメサルヘカラス此點ニ就テハ從來ヨリモ一層當局者ハ深ク注意スル所アルヲ要ス

注意 舊則第六十四條第六十五條ヲ削除シタルハ食用器具及ハ監房常置ノ器具ヲシテ必スシモ一定ナラシムルヲ要セサルニ依リ然リト雖モ亦甚クシク亂雜ニ諸種ノ不用ナル物品ヲ監房内ニ容ルハハ紀律上不取締ノ嫌アルヲ以テ宜シク從來ノ規定ニ從ヒ監房内ニ存置シ其ノ他必要アル者ハ便宜之ヲ存置スルモ妨ケナシ

第五章 衛生及死亡

第六十七條 定役囚ノ鬚髪ハ衛生上並ニ紀律上必要アルヲ以テ從來ノ如ク之ヲ剃刈スヘキハ勿論ナリト雖モ刑事被告人並ニ無定役囚ノ如キハ必スシモ剃刈スルヲ要セサルヘシ然レトモ其請ニ依リ剃刈シ若クハ虫害ノ豫防上又ハ治療上醫師ニ於テ剃刈ヲ必要トシタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八章 教誨及教育

第九十條 免役日及日曜日ノ教誨ハ午前ニ於テ爲シ日曜日ノ午後ハ面接發信埋書籍ノ看讀衣類ノ洗濯補綴其ノ他ノ用務ニ充ツルモノトス

○内務次官の監獄衛生に關する演說筆記を讀みて

在十勝監獄醫 諏訪慶祿君

監獄の改良は駭々乎として實行せらるゝに際し且つは條約改正の一革新に遭遇するに會して典獄會議あり内務次官は之れに臨んで一場の演說あり益々斯道の發達を希圖せらるゝは實に一道の明光益々獄界を照らすに似て明治聖代に於ける罪囚の体面愈分明らかんとするは吾人の雀躍する所なり

給とを豊富にして其醫を求むるは實に無上の能事に於て又急中の急なれども然れども驟つて又其原に溯らざる可からず

命は食にありとば古人の格言なり禽獸と雖へども其食を與へ好餌を給せば亦羸弱を免る可し况んや神靈なる人類をや、造構緻密なる人体をや、食祿を口に言ふは古人の耻づる所、飢を忍ぶは武人の氣質なるにもせよ、實際滋養に乏しくして健康を永遠に保続するは殆んど難事と言ふ可きなり、固より監獄に於ても適當の飲食食物あり、之れに由て生命を保続するに於て差支なきが如しと雖ども保險食料の眞價は未だ監獄に於て實行せられず、一筐の麥食、一盃の蓋以て身体の強健を保続するに足る可きや否や

余輩の經驗に由るも蔬菜を常食とする農民の如き健は則ち健なれども一朝微恙あるや大患を來し易く其衰弱斃死亦甚だ早し朱門の公子は日常敢て勞力に堪へざれども其病むに當つて俄かに衰へず風雨驟かに蒲柳を倒すこと克はざるなり、故に克く不治の肺患を數年乃至十年に持續し胃癌にして長日月を瘦軀に保續するは珍しとなさず、これ病床の好療其因となすならんなれども然れども平日の素養此に關係する

項を讀んで多少の感なくんばあらず蓋し次官は衛生欠點の要項を擧げ 第一 囚人死亡の數甚だ多きこと 第二 治療の方法未だ充分行届かざること 此二項を擧示せられ此れが原因として醫士其人を得ず、或は假設囑托醫等なるを以て醫士も亦充分其職責を盡くさず以て衛生の普及せざるを思考せられ之れが改良の方法としては第一醫士の待遇を改め其俸給を豊かにし相當の眞價を得るの方法を立てざる可からざるを説述せられ單に衛生の不備、囚人死亡の多數を以て醫士の不能に歸着せられたるもの如し

次官の着眼や好し、死亡數の多き、治療の行届かざる亦其に其理あり然れども其一を窮めて其二を問はず單に之れを醫士其者の不能に歸して其他を問はざるは少く苛酷に互るなき歎、余輩全國監獄醫の爲りに其徒勞を悲まざるを得ざる也

蓋し衛生なる者は豈に只臨時偶發的疾患に好良なる方を施し而して完全なりとなすものならんや、人事を盡くして天命を待つ故に疾病發起する以上は眞醫あるは無上の幸福なり以て天死を免れ天壽を終へ從て死亡比例の減少を見ることを得可し故に待遇と俸

深からずんばあらず余輩監獄に於て病者に接する彼の感益々深し

嗚呼麥食の牛は其乳汁濃厚にして腐敗し難し草食の馬は其兒瘦せたり勇氣あり活達なる牛馬は之れを田舎の糟糧に需む可からず寧ろ貴人の御をなす者に多し而して此理豈に牛馬のみならんや

監獄の食養には原則あり經濟あり紊る可からず雜ゆ可からず整然たり秩然たり而して其食料は米四麥六、一食三合以下にしてこれ未だ比準を失ふものにあらず、濃粉多く蛋白及脂肪に欠亡せる米麥食にして而して其副食物は如何ん一日の菜代參錢以下を限るに至りては實に甚だしき不比例にあらずや目今物價尙直にして購求物其價に添はず三錢の菜魚果して幾千の物を給す可きや一掬の青菜、一塊の馬鈴薯既に相當するに足り一尾の青魚は既に五六錢を償す如何して適當の蛋白質及脂肪を供給するを得べきや、噫貴人の一食は圓以上に上るものあり中等既に一回四五十錢に償す下等の野人は供給足らず故に自ら耕作し自ら捕漁し以て其滋養を充たす、况んや不快なる天地に踟躕し不自由なる生活を營み坐作進退規律に従ひ、餐食、行止命令に由る、食時團聚を欠き行

勤儉なし、檻中の虎は生力弱く園中の大蛇は忽ち死す之れ食に依るにあらざして生活其者の爲めなり、既に生活に於て不自由なる者は食養之れか補給をなすに非らざんば衰弱せざらんと欲すと雖へども豈に得可けんや、

蓋し世人動もすれば衣食の不自由を以て自由刑の本旨となすものあり是れ大なる誤にあらざや、刑は生活の自由を抑制するなり、言論の自由を抑制するなり、行動の自由を抑制するなり、權利の自由を抑制するなり、恩愛の自由を抑制するなり、慰樂の自由を抑制するなり、作業の自由を抑制するなり、嗜好の自由を抑制するなり而して豈に營養の必要を抑制するものならんや、若し夫れ滋養の欠亡を以て之れを病弱者となし之れを死に至らしめばこれ自由刑ならざして身体刑なり身体刑のみならずして死刑なりこれ豈に監獄の本旨ならんや

然るに世或は監獄を以て一種の樂天地と見做し衣食自ら給し以て飢餓の患なく行樂桃源の趣きありとなし其食物の如き貧民以上にあるもの如く解釋するは抑々大なる誤りなり、此誤りを適用して之れを實地に施し之れを法律之下に制馭して而して其充分な

る健康を保存し死亡の少數を望む抑々亦難し矣
余輩北海道監獄に人となり其他を知らず聞説らく北海道集治監の食料は他に比して比較的好良なりと、其結果たるや体重比較的に輕減せず、長期十年以上なるにも拘はらず、疾病羸弱者も未だ甚だ多からず、而して死亡數、千人に二十人を越へざる者抑々亦源ある歟

地方より押送せる囚人は一見体表の菜色を示す、体に菜色あるは血液の不良なるを示す所以なり血液の不良なるは滋養の不給なるを日光の惠澤に浴せざるを示す所以なり、日光は衛生上至大の關係ありて新陳代謝を元進せしむ、日光を受けざる草木は其色白く其質弱し内役のみ生活する囚人は蓋し羸弱を來すこと早からん、北海道に於ては其半ば外役に於て綠樹芳草の間を逍遙すこれ或は天然的に大なる衛生の補助をなすものあらんか、

泰西監獄の状況は余輩の知らざる所なれども外役なき者も克く其健康を保持し英國の如き千人に九人の死亡數を示せる者抑々良醫其人に依るのみなるか、治療の完全、其效を奏するに由るのみなる歟、嗚呼彼れと此れと其食を對照せば蓋し思ひ半ばに過ぐる

者あらん、

治療の普及せざる可からざる良醫の招聘せざる可からざる實に水官の言の如し、希くは更に竿頭一步を進めて其原に遡り囚人の食料に就て一層の注目を下されんとを、囚人既に榮養足る而して尙死亡數多ければこれ醫士の罪なり、罪あつて而して后職責明かなり、然らざれば名醫ありと雖へども應用廣からず、良藥を抱て長嘯するの歎あらん、嗚呼監獄衛生の事忽にす可からず、而して命は食にあり、食養一日も等閑に附す可かなざる也、蓋し食物の改良は豈に唯監獄醫二三子の希望のみならんや抑々亦社會の希望にして而して天理に合する所なり、噫々勞多くして食少き諸葛武侯の途に起たざる所以なる乎、

○見聞雜感

(監獄衛生に就て)

浪華生君

予は本誌前號の誌上に於て監獄衛生の事に就き當局監獄醫諸君の研究を請ふか爲め六個の疑問を臆列し置きたり素と監獄衛生就中醫療其他の事は多く専門的技術に屬するを以て當局以外の者殊に予の如き見聞共に寡き門外漢に於て前掲の諸問題に就き濫りに

解決を試み容易に妄斷を以て敢てするか如きことは勉めて之を避けるべからずと雖も局外の識見亦以て智者千慮の一失を補ふの資料と爲すに足ることなきを保すべからざるを信し左に聊か予の雜感を吐露し以て當局監獄醫諸君の座右に供せんとす幸に讀者の一顧を煩はすを得は予の幸福之に過きたるはなし

一在監人食料用の米麥及び菜飲用水撰擇に就て

糧食の人生に必須缺くべからざるか如く食料品の良否精粗は忽ち施いて身体の健康上に影響を及ぼすことの甚大なるは素より予の言を待たざる所に於て何れの監獄に在ても此點に就き當局者の細心注意を怠らざるは今更茲に保證を要せざる所なりと雖も監獄衛生の整備殊に在監人の疾病死亡の多寡は其原因盡く皆食糧の良否に關係すると云ふも敢て臆言にあらざるを信す近時監獄衛生の整備を期する結果として在監人食料用の米麥を精選し菜代を増し飲用水を撰擇するは素より其處なりと雖も事皆經費に關係すること多きを以て或は粗惡の米麥注文上、下白米とせるも加ふるに粗菜に甘んせざるべからずと雖も一步を進めて之を考察すれ

は米麥精製の方法調理炊煮の如何に依ては亦脚か其缺點を補ひ得るの餘地なきにあらざるを信す從來統計の示す所に依れば監獄に於ける病症の中最も其多數を占むるものは消化器病殊に胃腸病に指を屈せざるべからざるか如し而して胃腸病の原因となるべき誘因は素より身体諸機能の發達如何勞働の強弱等其關係する所決して甚なきにあらざり雖も直接糧食用米麥の良否滋養食物の供給如何に原因するものたるは殆んど何人も疑を存せざる所なり即ち從來監獄内に消化器病の續出し患者の多數を占むるの現象を見るは要するに身体の營養不充なるに職由せざるはなし而して予か今回巡回したる地方の監獄に在ては以上の諸點に就き遺憾なく慎重の注意を加へられつゝあるは亦素より論を待たずと雖も米麥殊に麥の精製に於て缺如する所なき哉を疑はしめたり而して在監人食料用の精麥には九麥挽割の二種ありて何れを可とし又何れを不可とするやは容易に之を断定するを得ずと雖も予の私言を以てせば挽割麥は九麥に比し消化の點に於て其優れるを知る然り果して挽割麥を以て九麥に優れりとせば挽割麥を用ゆる素より可なる

之を米と配合し合炊するを以て例とせり然るに或る監獄に於ては初めより米麥を混合し合炊するに過ぎざるを以て炊煮後麥に限り尙充分炊煮を經ざるか如き外形を呈し食後或は消化上に支障なきを保する能はざるものあり果して然らば是れ又費用と手数を要することなれども適當の方法を講ずるを要す而して亦副食物即ち菜の良否は直接身體營養に影響を及ぼすこと勿論なりと雖も何分費用に關係するを以て學理上の要求を充すか如き完全の分量及び滋養物を供給する能はずと雖も是亦調理配合の如何に依て随分其不足の幾分を捕ふに足るべきものあるを以て當局者は可成此點に注意せられんことを望む今一は飲料水の選擇にして彼の保険水道を使用せらるゝ地方は姑らく措き井水を使用する地方に在ては少くとも一年一回以上水質の試験を勵行すべきは勿論監房常置の貯水殊に飲用水并夏期工場に於て飲料に供する水は水質如何に佳良にして檢査上毫も缺點なしとするも必ず一旦煮沸したるものを用ふるを可とす其他河水を使用する地方は就中危険多きを以て是非之を煮沸したる後にあらざれば在監人の飲用に供することなき

へしと雖も現今多くの地方に於て使用せらるゝ挽割麥は其素品に於て將た其精製に於て粗製且減少を虞るゝの結果精製後尙多少の麥稈を存し到底消化し能はざる物質の固着せるものあるを認む是れ或は彼の消化機能を害する原因にあらざるなき乎又仔細に之を精製すれば其素品の粗悪なるより精撰したる挽割麥中に細小なる土砂の比較的多く混入せるものあるを見る試みに炊煮前洗研するに當り槽中に之を靜止し置ければ精製したる精麥中多少小砂の沈澱せる者あるを發見し得へし果して然りとせば是又絶對不消化物にして胃腸を損傷すること決して甚なきにあらざるべし故に監獄衛生に注意深き地方に在ては在監人用の麥は總て之を監獄に於て春搗精製し又其炊煮前洗研の時期に於て一種の方法を設け麥に混入したる土砂を充分沈澱除去し以て之を炊煮すると云ふ然り果して如斯せば多少の手数を要し亦多少其量目を減するの虞ありと雖も是等は決して厭ふべき所にあらざるのみならず是等不消化なる有害物は是非之を除却する方法を講せざるべからざるなり其他彼の九麥を炊煮するに當ても俗間多くは先づ是を炊き而して後

の注意を要す予か巡回中或地方に於て監獄衛生に老練にして且實檢に富める某監獄醫の談話に依れば監獄の衛生殊に在監人の健康を確保せんと欲せば飲用水は寧ろ井水より清浄なる河水を可とす尤も之れか使用前には必ず先之を煮沸し以て充分の消毒を施すことの注意を以てせば河水は井水に優ること數等にして如斯して而して能く從來の疾病死亡者を漸次遞減することを得たるは要するに井水を河水に改め之を實行したるに職由するものなることを發見するに至れり云々亦以て飲料水の選擇上意を用ゆるの必要なるを知るに足るべきなり今試みに巡回當時(六月十三日)該監獄(大坂府監獄署)の疾病死亡者の割合を調査するに在監人三千七百七十二人に對する患者、病監入)合計四十四人に過ぎずして即ち健康者千人中病者十一人八分の割合に相當せり之を昨年當日の患者に比するに差引四十五人の減少を見る而して死亡者は昨明治三十一年一月乃至五月に於て合計五十六人なりしも之を本年の同一期間に比するに本年は僅かに三十四人に過ぎざるの結果を呈せり依て溯て之を從前井水を使用せし當時に對比するに疾病死亡者に

於て著しく減少を見るに至れり、右は専ら飲料水改良の結果に歸すべからざるべしと雖も今日如斯成績を奏するものあるに至ては予は當局者と共に好飲料水は勿論監獄衛生の普及注意の到るものあるを賞揚せすんばあらざるなり是れ即ち予が見聞上の所感の其一なり

一懲罰刑に減食罰室執行前後の診察に就て
減食若くは罰室の罰に處せられたる者は其執行以前醫師に於て身体に妨げなきを診視し亦其懲罰中は毎日醫師をして之を視察せしむべしとは監獄則第四十四條の命する所にして苟も處罰中身体に異状あるを認むるときは其執行を中止すべきは是れ皆在監人の身体健康を傷害せざらんことを期するに在るを以て懲罰執行前及び執行中の診察視察は監獄醫の尤も注意を要する所なりとす然るに動もすれば之を既往の死亡者に就き其病歴及び疾病の経過を調査精察するに往々粗漏の點なきや感せしめしものあり茲に一例を擧ぐれば減食執行前の体重僅かに八十封度内外にして身体精神共に異常なしとの證明を與へ三日の減食を執行したりとせしか執行後の体重減して七十封度内外となり懲罰

後直に病監に收容し醫療を施すこと數日遂に其効を奏せすして鬼籍に上りたるものありとせんか是れ畢竟命數の然からしむる所なりと雖も以上の経過より之を推測すれば其執行前の診察若くは處罰中醫師の視察果して正確周到なりしものと認むることを得るか况んや其死因虚脱或は身体の衰弱に基因したりと云ふに至ては予は其診斷視察の粗漏に失したるやを疑はざるを得ざるなり果して然らば之を以て醫師の責任を盡したりと云ふを得べきか予は容易に之を首肯する能はざるなり而して彼の屢次懲罰に處せらるる執拗改むる處なき囚人に對して以上の如く粗漏なる病歴経過を有する者多きを認むるか如し依是觀之は囚人の犯行を恐むの結果或は遂に身体の健全ならざる者に對し醫師の診察上異状なしと云ふに任し遂に多少の疾病中懲罰に困頓せしめ其極或は生命を夭折せしむるか如き懸念なき乎予は大に之に疑を存せり以上は只其一例に過ぎずと雖も若し果して如斯嫌疑ありとん欺予は大に醫師の注意を請はざるべからざるを要するに監獄醫の職たるや他の司獄官吏の外に超越して在監人の身体を保健する所謂特別の技術に屬する

を以て其職務の範圍内に於ては眼中受刑者たり或は犯則者たりと云ふ觀念を排除するの注意あるを要す換言すれば即ち醫師は平心虚氣以て其職務に膺らざるべからざるなり以上の如く監獄醫諸君の責任や重きにも拘はらず其待遇甚だ薄きを以て今や政府は之れか待遇を改め奏任官待遇とし亦俸給を厚からしめんことを期し既に成案となれりと云ふに在るを以て當局諸君此所奮勵一番し以て予の疑問をして杞憂に屬せしめんことを希望に堪へざるなり是れ予の所感の其二なり

一作業の撰擇に就て

監獄作業の撰擇に就ては當局者の作畫注意に怠る所なしと雖も監獄衛生の側より之を精察し來れば尙ほ未だ缺點なしと云ふ能はざるか如し監獄作業の性質素より生産的の事業に屬すも雖も收利はれ専らとし囚人の健康を顧みざるか如き事實あらんか予は斷して之を排斥せざるを得ざるなり况んや其性質收利上に利ならざる作業に於てを予か巡回中見聞する所に依れば當局監獄醫諸君か平素之を有害とし且之か廢除を希望せられつゝある彼の藹工の未だ全廢するに至らざること及び比較的の身体

強壯者に課するに終日平座し唯手指を勞するに過ぎざる作業(例へば燐寸軸并麥藁編又は糸線糸醫等の役)を課するものあるを見たり而して又之れが反對に比較的の身体の強健ならざる者に懲戒的強役を課するものなきやを疑はしめたり是等は皆役囚の使役上又は紀律上の必要故に出たるものなるべしと雖も予を以て之を見れば監獄作業は決して苦痛の具たらざる以上は今少しく監獄醫諸君の側より作業の採擇及び配役上に注意を請はんとするの微意に過ぎず

一患者收容の時期并滋養食料給與の時期に就て

本項は便宜の爲め茲に合併し予の卑見を述へんとす現今多數の監獄に於ては病者を別て當病休役病監收容の三と爲し當病者は一時の當藥者にして休養を要せざるもの休役とは疾病の爲め指定の作業を課せず監房に於て一時休養せしむるもの病監收容は即ち病監に收容し専ら醫療を要するものを指稱する義にして予の茲に患者收容と云ふは少くとも數日若くは數週間醫療休養を要するものを云ふ而して以上の區別も専ら疾病の輕重醫療の難易換言すれば即ち身体回復期に至るまでの時間の長短

并病性の大小に依り醫師の左右し得へき範圍に屬す然り而して在監人は即ち社會を荼毒し世人の同情を失したるもの多きより彼れ在監人に在ても動もすれば即ち一時の逸を貪らん爲め輕微なる疾病も尙之を過大に訴へ或は甚たしきは虛病を作爲するものなきにあらす而して以上數者の間に立て能く其病性の輕重大小を診察し所謂疾ひ未だ膏盲に入らざるに先立ち適應の診治醫藥を施し以て在監人の健康を保持せしむるは即ち監獄醫の責任なりとす然るに予か巡回したる各地方の實況を見るに患者を病監に收容する時期に就て或は緩急を失するなきやを疑はしめしものあり之を詳言すれば即ち甲地に於ては當病患者の多數なるにも拘はらず比較的病監患者の少數なるあり乙地に在ては却て之か反對に病監患者多き割合に當病者甚た少數なるものあり是れ動もすれば即ち病監患者の多少を以て直に監獄衛生の整否を論ずる者あるより所謂重症大患に至らざれば之を病監に收容せざるか如き傾きなきにあらざるに依るか何れにせよ病監に患者を收容するの時期に甚た懸隔あるは予の見聞に存する所なり尤も收容時期の遲速に依て直に醫

療上に厚薄ありと云ふ能はざるも亦其間に多少の斟酌あるは亦當然の事理にして予か見たる調治簿の内には或は患者收容の時期遲きに失し或は數日にして直に豫後不良に陥りしものなきを保せざるか如き感を惹きしものあり病性又は病類に依り病監收容の時期を概論する能はずと雖も予は未だ其大患に陥らざるに先て之を病監に收容し以て充分の醫藥を施すことし又其轉歸の如きも能く其回復の度を確めたる上にあらざれば容易に作業に復せしむるか如きことならんことを望む

亦滋養食料給與の時機に就きても予は兼て遺憾を感せり何と云へば身體の攝養に効ある飲食物は醫師の意見に依り何時にても之を給與し得るに拘はらず調治簿に就て之を調査するに亦往々予をして其時期を失するの懸念を抱かしめたり即ち滋養食料の給與は豫後不良或は危篤の患者にあらざれば容易に之を給せらざるの傾きありて給與の日は即ち病勢増進し食慾を欲せざるの時期にあらざるなきか語を替へて之を云へば身體既に衰弱の極度に達し營養分吸取の餘力なきに至て食料に代用するに過ぎざるか如き想像を抱かしめたり而して之を

當局醫師に聞くに彼れは既に病危篤なるを以て滋養物を給せりと即ち滋養物の給否は即ち病狀危篤の試金石たるか如き感を抱けるものなきにあらざるなり是れ果して法規の精神なるか予は決して之を然りと云ふ能はざるなり之を要するに凡そ疾病の發するは其之を發するの日にあらざらずして其因由する所遠く前日に胚胎するを想へば病監收容の時期攝養に効ある飲食物給與の時期を失せざることと予は當局監獄醫諸君に希望し置くものなり

○在監人の遵守事項に就

きて

樺戸松哲君

一 醫藥用藥劑選擇に就て

藥劑の良否採擇の如何は對症療法上必須缺くへからざる事たるは勿論にして予の如き素人の能く知る所にあらざらずして老練技能に富める監獄醫諸君は夙に諒せらるゝ所なりと雖も予か見聞上の所感を忌憚なく云はしめば監獄内の醫藥に使用せらるゝ藥劑は比較的代價の低廉なるものゝみにして高價なる貴重藥劑は之を使用するに吝なるなきか藥効の如何は其價格の高低に是れ依るへきにあらざるへしと雖も例へば彼の葡萄酒の如き武藏埋の如き概して多く安價なるものを使用せらるゝの傾あり其他高尙なる藥劑に至ては予は之を言ふを得ず

と雖も以上の例に依て之を續するに藥劑の種類選擇上缺如することなき乎尤も是等は代價に關係すること甚大なりと雖も醫療上に要する藥劑の如きは決して之か費用を惜しむへき性質のものにあらざるへしと信す其他醫療器械の如きに至ても監署は之か經費を惜まずして完全なる設備を爲し當局監獄醫諸君をして能く其既修の技術實檢を利用するの餘他あらしめ監獄衛生の完備を期せしめられんこと予か當局諸士に希望して止まざる所なり

在監人の遵守事項は嘗て其筋より條項を定めて監房に貼掲せしめしか、改正監獄則は之を廢止しこれに代ゆるに冊子として監房に備置すへきこととせり、これ吾人の意を得たる者として當路者に謝すべきものゝ一に屬す、蓋し從來掲示の遵守事項は極めて粗策にして文を成さず、主意曖昧にして非論理的なる者多し、加之條項單にして懇切ならず無智の者を誨

ゆるの方を得たる者と謂ふべからず、今改めて冊子を編み遵守の事項を詳記して懇切に訓誨せんとするに其法を得たる者と謂ふべし、而して其冊子に掲記すべき事項も強て拘束せず各監獄の意に放任せしめたることこれ亦適當なることと謂ふべし、司獄官たる者は此際慎重の討議を凝らし改正の目的に背馳せざらんことを勤めざるべからず、密形式一遍の遵守事項を掲記して果して効果を盡し得るや否やを顧みざる如きは斷して不可なりとす、要は彼等罪囚をして朝三暮四、國法の峻重なるを憶持せしめ、道徳の尊嚴を自覺せしめ、官吏は眞個に罪囚の感化の師友たるを認識せしむるに在り、故に其説く所殆ど教誨的ならざるべからず、教育的ならざるべからず此點に於て予輩は冊子中に左の二篇を編まんことを切望して止まざるなり

一 遵守事項
二 在監人心得

遵守事項と囚人心得とは相連關して離れざるは論なし、然れども自ら區別する所あり乃ち前者は積極的にして後者は消極的なり、遵守事項の如きは餘りに冗漫ならんより寧ろ簡明にして周到なるを要す、故

に遵守事項は從來の者を考案の材料に定めて意義の曖昧と文字の不律なる點とを審定し添削する所あらば可也、其在監人心得に至れば最も懇切にして周到謹嚴にして緻密ならざるべからず、試みに之が要目を示せば左の如し

- (1) 心得條目の概略
- (2) 官吏に對する心得
- (3) 同囚間交際の心得
- (4) 教誨聽聞の心得
- (5) 書籍看讀の心得
- (6) 作業上の心得
- (7) 衛生に關する心得
- (8) 賞罰に關する心得
- (9) 信書上の心得

右は概目に過ぎざるも之を演繹して周密に説示せば彼等の處世に於て一點の缺陷する所なかるべし、例へば作業に關する項に於て勤勉、節儉等の徳義を説き、官吏に對する條項に於て、法令の尊嚴、個人と國家との關係を説く如き殆ど此心得は彼等をして一部の修身書として迎へしむるの用意あるを要す、これ予輩が形成的にあらすして教誨的なれと言ふ所以也、但し其行文落筆の如きは濺りに花麗高壯に流しめざるも共に卑猥俗調に陥らしむべからず、謹嚴にして平易、整實にして悟了に便なるを旨とすべし典獄及教誨師は此點に於て十分の思考をなすに著な

るべからず
惟ふに這般の改正實に些々たる末項に過ぎざるの觀あるも予輩が見る所に依れば此改正は他の改正條項に優に一頭地を抜くの價値あるを認む、工錢の改正入浴の改正の如く寧ろ末枝に非ざる敷理想監獄の美を阻害せんとする者決して輕々に看過すべき所に非ざる也、若し其れ編纂の勞の多きを口實とし印刷費の増蓋を啖々して予輩の希望を無視せんとする者あらば開は蚊虻を捕へて鷹兎を放つ者、與に談するに足らざる也

○ 出獄人保護感化事業發起

資料に就て

近時監獄事業の漸く發達するに伴ひ世の所謂慈善家たる地方に名望ある有志諸君の間に出獄人保護及び不良少年感化事業に意を用ゆるの結果として各地方到る所、斯二事業に關する団体組織の既に成立し又或は發起計畫せられつゝあるは寔に美事にして予輩は一日も早く此二事業の生長發達を希望するの情切なるものあり是れ即ち一は刑餘頼る所なき無職の民をして正業に就くの楷範を得せしむるにありて他は

即ち不紀律なる家庭の間に生育せられ然かも無教育なる懶惰放逸の悪少年を感化改良するにあるを以て之を監獄改良事業に比すれば寧ろ急なるものあればなり、果して然らば出獄人保護及感化事業は本にして社會事業たりと雖も監獄事業は國家事業にして未たりと云ふも決して過言にあらざるなり、宜なる哉昨今に至り地方慈善家の間に斯業の計畫發起せらるゝもの續々多きを加ふるは眞に喜ぶべき現象なりとす然るに未だ我國に於ては此二事業に經驗尙淺きを以て之か組織及設立方法に就き疑問を抱かるゝもの多きは亦決して謂れなきにあらざるなり、故に予輩は茲に慈善家に紹介の勞を採らんとするは左の二三の著述を參考せられんことを得る所益し尠なきにあらざるを信すべければなり

出獄人保護、悪少年感化事業參考資料

- 一 感化事業之發達
- 一 慈善問題
- 一 歐米出獄人保護感化事業現况一斑

留岡幸助君著 同 君著
内務省監獄局編纂
一 監獄協會雜誌本號以下、出獄人保護、悪少年感化之

出獄人保護、愛少丰感化

○東京出獄人保護事業現況報告

原 胤 昭 君

七月十四日 現在寄宿被保護者 六十一人
八月十五日 同 五十五人

常月間 新 收容者 四人

同 出 十人

内譯

新に家を構へ妻を迎へ別戸したるもの 二人 (印刷工、帽子職工)

適當なる同情者を得て別戸したるもの 二人 (大工、醫學生)

適當なる營業を選み他地方に移らせたるもの 二人 (舟乗、抗夫)

(舟乗、抗夫)

親戚への謝罪なりて歸郷せしめたるもの 三人 (青物商、舟乗、按摩)

當場を御來觀ありし諸彦は御記憶下さるゝ如く此の盲人は予か保護中の一難物なりき、郡久吉は大救御施行の當日東京集治監より放免して予か許に來りし一人なり、彼には定籍無く近親無く而して彼は入監中失明せし者なれば感極めて悲しく歩行も自由ならず初て予か家に寄宿せる其真夜中には大便所に轉け込み大戯劇を演したる盲人なり、彼は身体虚弱、何の職も無く在監中偶々健康の日は綿摘ひをなせしのみ下附金は僅に、二回出獄は冬期(一月末)その時衣を調ふるに足らぬ次第なり兎に角もと訓盲院教授品田勇太郎君の同情により無報酬にて二ヶ月間家塾に修行せしめられたり之によりて獨立の按摩とはなりしも中々に感は敏ならず折角に予か妻の整へし身仕度羽織まで着用させて家業に出しやりしに其夜眠くも大溝に落込み杖も履物をも失ひ濡れ鼠の姿となり往來人に誘はれ夜半漸く歸り來りし事さへありき

彼は虚弱なり怠惰なり短慮なり愚蒙なり、加之酒癖あり喧嘩早し、殊に彼は所刑度數さへ六犯とある窃盜者なり、此の監督と保護とは予夫妻の勞も少なからざりしを思ふ、されど彼にも愛らしき

逃亡したるもの(本年に入り初めて) 一人

結婚 在京被保護者中婚姻式を挙げたるもの 三人

出産 同男子を挙げたるもの 一人

來觀 東京集治監若山典獄 夏季講習會生徒諸氏

(長野小學校訓導)

寄附 島田三郎君より毎日新聞五百枚惠あり本紙

に被保護者勸誘に適當なる松村介石君の文あり、之を暑中間安のため各地に轉住營業なせる被保護者及び予か舊知の出獄者五百人へ郵送せり既に感謝の返翰を得たるもの數十通あり深く寄附者の厚意を拜謝す

寄附金 年々本事業を贊助し金員を寄せらるゝ横濱の賣込商里吉時次郎君(相生ノ一)は同市大火の翌日事繁き中にも係はらず可憐出獄人のためにとて金三圓を寄附せられぬ

在横濱被保護者 現住者九人あり、予は大火の翌日戸々を訪問す幸に一人の類焼者なし、或る近火者へは見舞物を贈りたり

盲人、郡久吉 此の大火に五六時間の遠にて危難を免れしは彼我の慶福、予は天佑に歸して之を感謝せり

所あり予か折々の叱咤の聲と妻が温和の愛とは彼の心胸に徹底するものあるか如く思はれたり月日を経るに従ひ按摩の業に熟したり予は之を知人に紹介し或は數百枚の廣告名札を最寄の家々に配附せしむるなど術を盡したるより得意も殖え終に予か立替へたる食料の負債さへ消却し二年有半の生活は全く自力によりて遂げ尙四季の衣服今度歸國の旅費も自力を以て貯へたるなり

予か捜索の結果定籍を徳島縣下に發見せしに誘はれ一實姉の現在を探出したたり、此に僥倖なりしは此の姉の後夫は鍼醫なりき、鍼と按摩、至極の好一對、彼我慶んで一居なさんことを希ひさては此の歸國とはなりしなり

出立と定めしは十二日、横濱大火の其朝、予と家兒らとは彼を見送りに横濱に同道せり、然るに此日暴風のため出航延期となりぬ、止むなく花咲町の安宿に一泊せしむることに定めたり花咲町は大火の真中にて焼死人も多かりし悲惨の場なり、予は之を旅宿主に托して歸京すへかりしに午後には至り再び出航の事となりぬ、されど此の高波には酔方容易ならず、此にも僥倖の事はありぬ、是も予

○東京出獄人保護事業一斑

原 胤 昭 君

○事業の稱號

か親友の出獄人にて目下此處の僻方を致す者あり予之に計りしに彼は甘諾して壯丁三人を従へ自ら掉し盲人を無事に乗船せしめたり、勿論其料物を受けず、小倉丸は定期四時に煙を残して出航せり予らば彼(僻方)と共に横濱海岸に立ち天佑を感謝し可憐盲者の旅程に神護を祈りて立別れ、予は尙二三の用を達し九時の涼車にて歸宅し漸く衣服を脱しつゝありし時は即ち深川の火事、此時遙か西方に見へしは横濱の火の手、些時の違ひによりて可憐盲者を燒殺すへかりし火炎なりしよ、予は深く慶ふ小善も天は之を輕々看過し給はぬことを予聞益 兩日は大概各工場休業なりしにより去月中穂積博士令夫人及令息方の來觀ありし時被保護者へ惠與せられし五圓を用て十五日には素麵を十六日には泥鰯汁を料理し一同歡を盡して賞翫したり夫より東京に父祖の墓地を有する者は各墓參を致したり

中元節 被保護者にて東京居住の分(職人)には中元の贈物(砂糖素麵等)を携へ禮に來りしは五十二人なり又原胤昭の名を以て雇主へ中元の贈物を致したるは二十四軒なり

予が主管事業は單に東京出獄人保護事業と稱せり、是亦敢て命名したる稱號に非ず事業其物の普通名稱なるのみ、其場所の東京に在り其事業區域の東京を主としたるにより東京の二字を冠らせ事業の普通名詞を用ひたるに因れり

予が主管事業は團體のものに非ず單に予が個人の事業たるなり、素より協會に非ず會社に非ず故に又何々保護會とも何々免因保護會社とも云ふを得ざるなり、若し其場所の名を要するのならは東京出獄人保護場と云ふべし、故に予か門戸には何の掛札も無く只だ予が名札あるのみ

總て被保護者には囚人或は出獄人又は被保護者等の觀念は勿論其名稱だも常に想起せしめざる用意こそ必要と認るなり、實に彼ら盜罪犯者をして汚穢の境遇を脱せしめ正業を以て活路とする社交に入らしむるには眞先き純正高雅清潔なる思念を保たしむると最も緊要なり、之を誘導す方法の一として最も

感覺に觸れ易き言語名稱等に注意を加ふべき事と思へり

予が主管の許に在る被保護者は予に對しては親愛に於ては朋友たるも威嚴に對しては自ら主僕の様あり彼らか予夫妻を呼ぶには旦那、奥様、の稱號を用ひ時としては先生と呼べり、予が家族を總稱しては奥と呼へり

予と予が家族が彼等と呼ぶには朋友として誰さん又あなた等の語を用ひ彼等を總稱しては若イ者と云へり彼らも互の間には誰さんの語を用ひるを常とせり此の用語に就ては折々新たに來れる被保護者は用語を誤り在監中の習慣にて傍輩を呼ぶに同囚などの語を用ひ予に叱せらるゝ者あるなり

雇主と被保護者間の稱呼には雇主は彼等を普通の工人中に伍して差別無し從て個人を呼ぶに普通の尊稱を加ふる等別異なし、若し彼等を總稱する時は神田の若イ者、或は原の子方と云へり、被保護者は雇主に對して予を呼ぶには主人の稱號を以てせり

予の紹介に由るものなれば雇主は勿論傍輩も彼らの出獄人たるとは知悉すると雖も常に其稱號なきにより自ら古き名の忘らるゝ實体あり是れ個人の威信上

利害の關する處大なり

若し之に對するに保護會の手足又は何會の出獄人等の稱號を用る時は感覺上如何に惡しきものなるかは察し得て餘りあるべし

折々被保護者等各自常用の大紋印半天に予か家印字とを染抜き一揃になさんとを求むる事あり、そは予が主管下の被保護者は總て勤勉なり壯健なり孰れの工場に出ても敢て他に冒かさるゝと無きにより隨分とも此種の勞働工場にて神田の若イ者たること云へば雇主へも丁場の監督者技手世話役へも通りの宜き側にあるにより一目して神田の若イ者たることを印し附けるは或點に利益あり又名譽あるやうな傾むるより此の希望を抱くものあれども同一の大紋の印半天を用るに至ては又自ら團體を示す姿となり古き名を想起せしむる嫌あるにより予は堅く之を制し居れり

由是觀之、出獄人の稱號を看板的に用いざるは誘導上大に利益ありと知るを得べし、然れども雇主に對して出獄人たるとを隠蔽なすに至ては事全く本事業の意義を誤てるものと云ふべし

出獄人たるとを公言して雇主を求むるは主管者たる

吾人の最も究する處たるなり、然れども吾人之を公
共事業として管理なすに於ては出獄人即ち危険なる
前科者たる事實を隠蔽して雇主に紹介するか如きは
公共事業の方法と認むべきものに非らざるべし、極
て悪しき誤謬なるへし社會に對しては極めて不親切
且つ危険なるものと云はざるを得ず、故に予は徹頭
徹尾本願寺の出獄人保護事業岡部伊三郎君の保護方
法を肯せざるものなり

如きは極めて注意を要すべきものと信す
○被保護者の逃亡
予か最近收容したる出獄人は三百六十三人明治卅年
一月より卅二年六月迄の者、此中予か家宅より逃亡
したる者十一人
卅年 五人 卅一年 五人 卅二年 一人
此の逃亡者に就て左表を編し同勞諸君の參考に供
す、希くは至細に筆數の勞を賜はらんとす

又犯罪	保護時間	遺留貯金	前科	年 齡	逃亡場所	逃亡季節	
強盜	三月	有	盜犯	四二	保護場	七月	A
、	二月	廿五圓	偽造貨幣	四四	全	七月	B
、	八月	有	盜犯	四〇	全	十月	C
竊盜	四月	無	盜罪	四〇	全	十月	D
、	九月	無	盜罪	四九	全	十一月	E
、	一年	無	盜罪	四八	全	七月	F
、	一年半	無	竊盜 放火	三四	全	九月	G
、	一年	無	盜罪	五六	全	九月	H
、	一月	有	竊盜 放火	二九	全	十月	I
、	六月	有	放火 竊盜	二八	全	十月	J
、	七月	有	盜罪	四六	全	七月	K

目今所在	監視有無	氏 名	戸 籍	近親有無	性 質	性 癖	教 育	信 仰	入 監 前 生活	在 監 中 職業	保 護 中 職業
宮城	有	偽名	無籍	無	傲慢	賭博	皆無	無	浮浪	無	土工
不明	有	、	無籍	不詳	過激	飲酒	皆無	無	鍛冶	鍛冶	鍛冶
全	有	、	、	無	淺智	好書	皆無	無	矢師	無	病院 小使
目下	有	偽名	無籍	無	變智	買喰	皆無	無	浮浪	無	菓子賣
不明	無	偽名	無籍	不詳	狡詐	色慾	日用	無	商家	無	筆耕
全	有	、	、	無	無智	賭博	皆無	無	浮浪	無	土工
全	有	、	、	無	無智	買喰	漸少	無	浮浪	無	裁縫
全	有	、	、	無	無智	不詳	假名	無	日蓮	無	車大工
全	有	、	無籍	不詳	狡詐	小説	假名	無	食	無	綿打
全	有	、	無籍	不詳	狡詐	不詳	漸少	無	食	無	大工
全	有	、	、	無	狡詐	色慾	日用	無	浮浪	無	傘柄 彫工

右は極て小數の統計なれども之に由て觀れば

(一)逃亡季節 三ヶ年共に上半季に無く七月以後に
あるは犯罪者の夏季に多かる現證と見て可ならんか

(二)逃亡場所 予か主管の許より此の逃亡者を出し
たるとは汗顔の至なれども幸に被雇先より逃亡した
る者無く悉く予か家宅より逃亡したるなり逃亡時間

も曾な白晝にして病氣或は休業等にて在宿したる際各種の用途に出て其儘逃亡したるものなり、(E)の一人は同室被保護者の衣類二點を窃取し去りたるも餘は別に他の盜犯行なかりき

(五)遺留貯金 有貯金者六人無貯金者六人由是觀れば貯金の有無は逃亡に影響なきもの、如し、(B)の如きは極て貪吝なる氣風の者なりしか廿五圓金を遺して逃亡せしは頗る不審なり

(六)保護時間 短時期に於ては未だしも一年乃至一年半を保護して徒勞に歸したるは頗る汗顔の次第なり尙仔細に説明をなす時を得ば同勞諸君の參考となる事實あり

(十一十二) 此の二項に於て十一人中に六人の無籍者ある事を示し、十一人は悉く近親族なき者なることを表したり、由是、彼らの一身か如何に漂々たるものなるかを見るに足らん

(十四)性癖 此項の(C)に好書の文字を入れたるは頗る面白き事實あり、美術を好めりとも云ひ難きなれども(O)は飲酒よりも買喰よりも錦繪を好み景色畫武者繪婦人畫を蒐集し晝夜と無く開かれは之を翫弄するを無上の慰樂とせり、(丁)に於ける小説(野

所なりしか會は七月廿八日、廿九日の兩日、長崎縣々會議事堂に開催せられたり同會に列席の典獄は三池兼治監、長崎、福岡、大分、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩、山口の各縣典獄にして(佐賀縣典獄は缺席)千石長崎縣典獄會長の席に就き議事を整理せられ内務省より山上警察監獄學校教授井和田内務局臨席改正監獄則及施行細則に關する疑點に付各縣より提出の議案に付熟議を遂げ外囚處遇上に就ても親しく協議を遂げたりと云ふ

關西中國四國典獄協議會 は兵庫縣之か會主となり本月九日兵庫縣々會議事堂に於て開會臨席の府縣は兵庫、大阪、奈良、三重、愛知、滋賀、福井、石川、鳥取、島根、岡山、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知の各府縣典獄及京都府、廣島縣各典獄代理山上教授和田内務局等にして各府縣より提出の協議案に就き審議討究を遂げ同十二日全部を議了し閉會を告げたり殊に同協議會は外囚處遇上に付最も詳密なる協議打合せ等あり中々盛大なる會合にてありしと云ふ付言す、開期中は大森兵庫縣知事毎日議場に臨み熱心に議事を傍聴せられ菊池大阪府知事も一日態々出陣せられ議事を傍聴せられたりと云ふ

卑なる稗史)を好めるは性質の然らしむるか或は又入監前の生活業あばだら經、讀みの教育によるか(十七)入監前の生活はは逃亡原因の強大なるものなり、(B)の鍛冶(E)の商家手代に於ける外は曾な定住なき流浪生涯の經驗あるのみなりき

逃亡原因 彼に就て聞くにあらされけ固より其實は得難し強て推測を下たせは

- 二入 飲酒のため面目を失ひたるか
- 二入 監視執行替につき行違を生し失望したるか
- 二入 再三自分と職業を轉したるより面目を失ひたるか
- 二入 虚飾偽妄の暴譎なさんとするに至りしためか
- 二入 雇主を侮慢したる行動の暴露したるよりか
- 一入 精神錯亂にはあらざりしか
- 一入 不詳

九州地方典獄協議會 は前誌前號の紙上に豫報せし

○典獄協議會一束

因に記す該協議會閉會翌日即ち本月十三日大阪府知事の懇請に依り山上教授并會同の典獄諸君大阪府監獄署を參觀し同府知事の挨拶等もありたりと

東北地方典獄協議會 會は本月七日、八日の兩日宮城縣々會議事堂に開かれたり、同會には大久保監獄局長、留岡教授并印南内務局等臨席せられ會同の府縣は宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田の諸縣并北海道廳、北海道集治監等の各典獄にして協議案は改正監獄則及施行細則に付詳細なる打合せあり閉會後宮城縣知事發起に依り監獄講話會を公開し留岡教授の講話あり中々盛會なりし云ふ

關東地方典獄協議會 は警視廳の發意に依り警視廳三監獄及東京集治監、神奈川、埼玉、群馬、茨城、栃木、靜岡、山梨、長野、新潟の諸縣典獄(富山縣典獄も出京せられしも不在中火災の報に接し直に歸縣に付缺席)相會同し本月十四日より警視廳廣間應接室に於て藤澤第四部長會長席に就き改正監獄則及施行細則に就き開議せられたり、開會の當日開議に先ち大久保監獄局長一場の希望を述べられ、尋で審議に着手し全十六日を以て議了閉會を告げたり開議中は内務省より大久保監獄局長、小河事務官、上田内務

雜 報

屬列席し各典獄の質議に就き小河事務官之か説明の勢を採られたりと云ふ

編者曰く以上四地方の典獄協議會を以て全國に普及し殊に夫々内務省主務局より各官臨場し以て各典獄の質議に應せられしことなるを以て改正監獄則并施行細則に關する改正の趣旨方針のある所は充分之を徹底し得たるへきを以て將來全國に於ける遇囚上區々に出づるか如きこと決して是れあらざるべきは予輩の確信する所なりと雖も彼の監獄局長の希望に所謂協議の結果は可成之を重んじ區々の意見は互に之を去り的確に實行し以て協議會の實効を擧げられんことを希望の至に堪へざるなり

○獄制に關する考古物品保存に就て

(大久保局長の希望)

本月十六日警視廳に開かれたる關東地方典獄協議會閉會に際し大久保監獄局長一場の挨拶を爲し諸君か連日の勞を謝すると共に該會に於て協議事項に付ては着々之か實行を望む旨を演說せられ最終に更に局長より左の意味の希望を述べられたり

考品陳列館類似のものを設くるを得ば當局者は勿論政治家諸君の爲め好個の材料たるべきを以て諸君に於ても同情を表せられ今より之が材料を蒐集するに勉められんことを望む云々

右終て列席諸君は皆局長の意を諒し此舉に盡力せんことを以てせられたり

付言監獄社會の機關たる監獄協會に於ても追て書籍參考室の設備を爲すの計畫なきにあらざるを以て全國當局者の庇護盡力を得ば局長の希望を満すの日も遠きにあらざるべしと信ず、尤も監獄社會の參考品としては獨り舊肥物品のみならず現に當局諸君の意案巧匠に依り新規製作使用せられつゝある戒具即ち連鎖、監房銃其他監房構造等の模型をも蒐集し以て當局者の參考に供し度希望もありと云ふ

○陸軍軍法會議審問中の外國人拘禁方の件

(地方監獄に囑托する事)

陸軍軍法會議は軍人と共犯の常人を審問するの權限を有するは勿論にして從て將來外國人を審問し及び

(前略)予か過日東北地方典獄協議會(宮城縣に開會)に臨席を兼ね出張し亦其以前京阪及中國九州地方へ巡回の當時より氣附きつゝありしことば我

監獄事業も當局諸君の熱心に改良に従事せらるゝの結果著しく長足の進歩を見るに至りたるは寔に慶すへき事にして熟し今日より封建時代に溯り監獄制度の進歩發達せし經過を想像研究すれば種々今日の考料に供すへきこと多かるべしと信す而して地方に依り舊時代に使用したる諸種の刑具、戒具、記録、圖解其他當時に使用せられたる監房の今尙現存するものあるを見たり果して然らば今日に於て之を蒐集し以て監獄改良上の參考に資するあれば裨益多かるべしと信するを以て諸君に於て其邊に注意を加へられ右等考證となるへき物品を蒐集し其容積の大なるものは原形の模型を作り保存せられんことを望む、或は都合に依り右等の考品を内務省へ蒐集し永久に保存し置きたき考もありと雖も何分各地方の財産なるべきを以て盡く原品を集め難き事情もあるべしと雖も可及的舊時代の監房の模型戒具刑具記録等を本省に集め都合に依り内務省なり又は監獄協會に之を貸下け他日參

拘禁するの必要を生すべきは亦素より當然の事理なるを以て陸軍監獄に於ても相當の設備を要すと雖も實際に於ては極めて稀有の事實なるより今後若し如斯事實の生ぜしときは外國人は軍法會議所在地の地方監獄に囑托することを得る機致度趣を以て曩きに陸軍大臣より主管内務大臣に照會ありたるに對し當局内務大臣より拘禁の囑托に應じ可然旨回答せられ同時に其旨一般に通牒を發せられたりと云ふ尤も其囑托拘禁中に係る費用は實費額を以て所轄陸軍省より辨償を受くべき筈なりと云ふ

○監獄醫教誨師待遇法に就て

(不日發表せられん)

近時監獄衛生を論し及監獄教誨の奏効如何を論ずるもの漸く盛なるに至りたるは寔に監獄改良上慶すべき所にして換言すれば即ち今後は教誨、衛生に就き一新面目を開くの導火線たることを信すればなり、然り而して兩機關の進歩發達を期せんと欲せば果して如何なる方法手段に依るへきかと云ふに監獄醫、教誨師を精撰するより他に良方案なきを以て曩日來政府當局の間に教誨師、監獄醫待遇法改善論頗

かに唱道せられたる結果、既に成案となり請議中なりとの事にして不日發布せらるゝに至るやも測られずと云ふ、尤も其待遇法に就ては予輩茲に斷言を憚かるど雖も兼々當局典獄諸君の希望の如く堪能の醫師、高德なる教誨師は奏任官待遇とし他は凡て判任官待遇位に改めらるゝ成案なりと云ふ、果して予輩の豫想の如くなりとせば一日も其發令の速なからんことこそ望まけれ

○監獄費國庫支辨問題に就て (須らく費用の緊縮を要す)

監獄則及施行細則は既に改正實施せられ尋で府縣監獄費國庫支辨法律案も將に本期第十四帝國議會に提出せらるゝことに閣議決定せしと云ふ、事實果して提出の曉に至らば本法律の通過は殆んど正に疑ひなしと云ふも予輩は其過言にあらざるを信ず、就ては予輩茲に當局者に一言警告し置くべきことは府縣監獄費にして國庫支辨に移るに至らば府縣會の制肘を脱し得るを以て宿昔の改良事項一舉して完備ならしむるを得へしとの豫望は却て經費の上に緊縮を加へざるへからざる一事是れなり何となれば從來の經驗

期せしむる爲め特に本省大臣より此標準則を發せらるゝに至りしものなるべしと察せらるゝ、留置場の建築及管理は純然たる典獄の職責にあらずと雖も將來留置場の改築新營は勿論管理方に就ては典獄より進んで之が議に參與し以て監獄本然の目的を達せしめられんことを努められたきたきものなり

○初入者再入者の解

監獄則施行細則第四十七條に於て初入者再入者の區別に依て給與工錢に差等を立つることとなりたるより當局者の間に初入者、再入者の解釋に就き種々の疑問ありとの事にして亦強ち無理なりとせず、吾人今其筋の解釋なりと云ふを聞くに抑も此規定を設けたる立法者の精神は彼の習慣犯者の如き犯罪を以て殆んど常業と爲し數次監獄に出入する者に對しては所謂個人的の待遇を擴充し之を初犯者に比し幾分か之を冷遇し刑罰の効果あらしめんことを期したるものにして、本條に所謂初入者とは初めて監獄に入りたる者を指し必ずしも刑法上の初犯者と云ふ意味にあらざるなり、故に當初罰金の刑に處せられ限内納完せざるより換刑せられ監獄に入りたる者は再度禁

に依れば府縣の經濟貧富其度を異にするあるより監獄の費用の上にも厚薄當ならずと雖も國庫支辨後之を統一綜合するの結果多少從來の不平等、不均一を除くを得るは勿論なるべしと雖も何分國庫財政上の都合もあり中々些少たりとも餘裕ある經費を支辨するに堪へざるは勿論寧ろ却て從前に比し幾分緊縮の方針を採るにあらざれば他日大に感懐の悔なきを保すへからざるを以て今日より充分之か警戒を施し一面作業の増收を圖り監獄經濟の獨立を期するの覺悟あるを要すと某當局者は云へり

○警察留置場設備準則に就て (典獄は通んで參與を要す)

本誌前號の紙上に豫報せし警察留置場の構造標準は愈々本月十二日內務大臣より各地方長官に訓令せられたり(本誌監獄法令參看)元來警察留置場は監獄の一種にして現に監獄構造標準則の設けなき今日獨り留置場の標準を定めらるゝに至りし所以は留置場は監獄に拘禁するの關門なるに拘はらず構造概して不完全にして當局管理者亦比較的管理上冷淡に過ぎ處遇上の不便尠からざるを以て此際是非完全の設備を

備以上の刑に處せられ入監するときは矢張本條の初入者にして再入者とは再度以上禁錮以上の刑に處せられ所謂再入し來る者と云ふの趣旨なりと云ふ、尙此解釋を明にせん爲め左の例を以て説明せん

- 一、施行細則第四十七條に所謂初入者再入者とは監獄に入りし度數に依り區分するの趣旨なりと雖も前科罰金、科料を換刑せられ監獄に入りし者は只其執行の方法を異にしたるに過ぎざるを以て入監の度數に算入せず故に禁錮以上の自由刑を受くるにあらざれば其度數に算入せざるものとす
- 二、自由刑執行中の初犯者にして更に罪を犯し若くは逃走したる者にして刑罰の言渡を受け再入し來る者は前刑執行中は初入者の例に依り後刑の執行に移りたる時を以て再入者に準ず
- 三、初入再入の別は入監の度數に依るべきは第一項の通なるか現に何れの監獄に於ても前科を包藏する者多くして充分の調査を遂けたる上にあらざれば容易に發見する能はざるより初め初入者を以て遇せしに他日再入者たることを認知したるときは發見以前に過はり本人に告知後の給與工錢の幾分を追徴するやと云ふに、右は矢張再入者と認知し

たる以後の給與割合を訂正せは可なる筈にして遡及の効を及ぼすべきものにあらざると云ふ

○四人服役時間に就て

(施行細則第九十條参照)

改正監獄則施行細則第四十四條を以て定役に服す、
き四人の服役時間を改正せられたるに就ては舊則に
比し多少短縮せられたることとなり是れ素より充
分の調査を遂げたる結果なりと雖も彼の分房拘禁の
四人の如きは寧ろ罷役後徒手無聊に苦むの餘り罷役
後就役せんことを請願する者あるときは之を許すも
可なりやと云ふに勿論規律及衛生に支障なき限り之
を許すも差支なしと雖も之が爲めに濫りに賦課の料
程を粉更するが如きことは努めて之を避くるの注意
あるを要す、尤も科程を終へたる者にして罷役後尙
就役を許可したるものに給する工賃は科程外の例に
準すべきは勿論なりと雖も現役一百日を経過せざる
囚人なるときは全然工賃を給與するの限りにあらず
るなり

又炊事看護の如き規定の就役時間外に囚人使役を必
要とするものに就ては從來服役時間便宜斟酌し來
りたりと雖も改正規則は可及的一定せしめんとの趣

旨にして萬止むを得ざる場合に於ては全條但書に依
り特に内務大臣の認可を要する義なりと云ふ

○日曜日の教誨に就て

(施行細則第九十條参照)

舊監獄則施行細則第九十三條に於て教誨は免役日又
は日曜日の午後又は罷役後又は休役時間に於て之を
行ふへしとありしを改正細則第九十條を以て免役日
日曜日又は休役間に於て之を行ふべしと改められた
るは元來日曜日は免役日にあらずと雖も舊法の如く
午後と制限したる結果、多數を拘禁する監獄に在て
は囚人全部に普及せざる虞あり旁々日曜日は諸外國
に於て宗教上の休日となれる慣例あるを以て教誨を
施す爲め服役せしめ難き事實の生ずるは素より止む
を得ざる所に於て終日就役せしめざるも毫も差支な
しと雖も教誨を施しし尙餘暇あるときは面接發信理
髮衣類の補綴洗濯、書籍の看護等に利用せしむるの
精神なりと云ふ

○在監人新聞紙看讀解禁 に就て

(監獄則第三十二條参照)

改正監獄則第三十二條を以て新聞紙及時事の論說を

配するものも看讀除外例を削除せられたるに就ては
當局者の間に種々の疑問あり或は誤解なきを保すへ
からざるを以て去月廿六日主管監獄局長より左の通
り通牒を發せられたり

今般監獄則の改正に依り全則第三十二條第四項は
削除相成候得共右は總て自由之を許すの旨趣に
無之感化上特に必要あるものは書籍の例に準し看
讀せしめられ其の他は従前の通り御取扱相成候様
致度依命此段爲念及通牒候也

○監獄則第三十八條の第 二項に就て

改正監獄則に依り舊則第三十二條第四項を削除し看
讀書籍の範圍を擴め新聞雜誌の除外例を廢せられた
るにも拘はらず第三十八條第二項を存置し新聞雜誌
の差入を例外に置きたるより當局者の間に種々の疑
駭を抱き或は甚たしきは改正法文の缺點なりと極論
する者さへありと云ふに至ては予輩一言之を辨する
の止を得ざるに至れり、成程法文の比較研究上一應
論者の推測する如き疑點なきにあらずと雖も其筋立
法者の真意なりと云ふを聞くに右は大に理由の存す

る所にして第三十二條は廣く看讀書籍の制限を概定
したるものにして第三十八條は即ち懲治人及刑事被
告人と外人との間に物件の授受に制限を付したるも
のなるを以て兩條の間に其趣旨の相異なるは須らく
研究を要す、即ち在監者と外人との間に物件の授受
に就ては嚴格なる注意を以てするにあらずされは通牒
の弊害を醸生し易きは實檢に照し證明せられあり殊
に現今多くの新聞雜誌は感化若くは紀律に妨げなし
と認むる能はざるを以て通牒の弊害を未前に防止す
るの趣旨より差入としては特に従前の通牒限を加へ
除外に置くの精神なり亦た况んや第三十二條第四項
の削除に就ても豫て主管局より通牒を發せられたる
に依て見るも想ひ平けに過くるものあらん云々

○在監人遵守事項に就て

(統一を圖る爲め標準を示さる)

在監人遵守事項は冊子と爲し各監房に備へ置くべし
との規定に依る遵守事項は何人か之を定むべきやと
云ふに其大綱は監獄則及施行細則に規定せられざる
を以て監獄に於て各其範圍内に於て細目を定むるこ
と素より其職權に屬すと雖も斯くては各地方區々に

出つるのみならず亦典獄の交迭毎に之を變更する如き事ありては治獄上の支障尠からざるを以て先頃本省に於て編製せられ當局者の参考の爲一般に配付せられたり、尤も此他必要の事項に就ては適宜増補せらるゝも敢て差支なかるへしと雖も餘り細目に渉るものは可成之を典獄の訓諭示達に譲らるゝこと寧ろ治獄上の便宜多かるへしと予輩は想像せり
付其筋の調査に係る遵守事項は本誌法令欄内に登載し置かれ就て研讀せられんことを請ふ

○大久保監獄局長の出張

(印南内務局隨行)

大久保監獄局長は本月七日、八日の兩日宮城縣に開かれたる東北地方典獄協議會へ臨席御用を兼ね本月六日出發宮城集治監、宮城縣、福島縣、栃木縣に出張せられ先づ宮城縣に至り協議會閉會後全縣監獄及び宮城集治監を巡閱せられ歸途福島栃木二縣の監獄を巡閱し行李匆匆本月十三日無事歸京せられたり局長か此行盛夏の候なるに拘はらず早々歸京せられたるは本月十四日より警視廳に開かれたる協議會に出席せらるゝの豫期なりしを以て斯くは歸京を急かれ

たりと云ふ何時もなから局長の獄治に熱心なるは予輩の感服に堪へざる所なり

○監獄講話會

(於宮城縣仙臺)

本月七日より宮城縣及宮城集治監の發起に依り仙臺市に於て東北地方典獄協議會の開會を機とし我監獄改良事業を世人に紹介せんか爲め本月十一日宮城縣知事及仙臺市長の發起にて監獄講話會を催されしと云ふ而して講話會の講師には………當時東北地方出張中の留岡警察監獄學校教授にして中々盛大なる會合にてありしと云ふ、而して講話會の講話筆記は予輩之を請ひ得て本誌次號に掲載することをおぼらざるべし

○警察監獄學校監獄科第一期生徒人名

警察監獄學校は愈々九月中旬より開始せらるゝ筈にて第一期入學生は各廳府縣集治監より報告済にして予輩監獄科生徒人名府縣別を聞くに左の如し

○警察監獄學校監獄科第一期生徒人名表

府	縣	官職	氏名	官職	氏名	官職	氏名
北海道	集治監	看守長	鈴木重輔	看守長	鈴木正禎	看守長	大沼安吉
東京	集治監	看守長	加藤勝次郎	看守長	藤原吉正	看守長	田代貞固
宮城	集治監	看守長	大野四郎五郎	看守長	秋元源次郎	看守長	吉野直矢
三池	集治監	看守長	安松虎雄	看守長	大塚朝次郎	看守長	
北海道	廳	兼看守長	青木熊太郎	書記	乘田和彦	兼看守長	
警視	廳	看守長	三井久陽	兼看守長	石川三次	看守長	餘江震次郎
京都	都	看守長	洲澤豐禰	兼看守長	藤島紫郎	兼看守長	香川又二郎
大阪	府	看守長	田村英吉	看守長	松本庄右衛門	兼看守長	
神奈	川	看守長	小澤千代藏	兼看守長	向島鐵之助	兼看守長	
兵庫	府	看守長	鈴木信彌	看守長	小川安次郎	兼看守長	
長崎	府	看守長	秋山平八郎	兼看守長	本野米一郎	兼看守長	
新潟	府	兼看守長	長谷川喜一	看守長	坂田龍太郎	兼看守長	
						二種生	細野信一郎
							園 權 一

熊	佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋
本	賀	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田
看書 守記 長兼	同	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	同	同	同	兼看 守記 長兼	看書 守記 長兼	同	看書 守記 長兼	書 記	
吉	山	藤	中	藤	神	笠	松	高	山	伊	山	野	多	木	五	岡	岡
田	口	川	村	村	野	原	限	內	中	藤	本	木	田	原	十	辰	部
省	清	實	博	百	忠	吉	久	具	祿	俊	鐵	武	一	定	嵐	藏	安
三	市	三	馬	馬	武	謙	賢	賢	藏	光	吉	一	關	馬	壽	憲	憲
看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	兼看 守記 長兼	看書 守記 長兼	同	同	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	同	同
志	安	高	安	寺	佐	平	谷	平	野	大	引	吉	淵	坂	久	境	境
賀	永	原	孫	島	野	野	田	野	彌	谷	野	田	井	井	野	田	田
親	三	弘	子	靜	野	彌	岩	彌	彌	友	野	秀	井	井	野	田	田
雄	四	平	代	次	之	吉	之	吉	吉	次	信	文	井	井	野	田	田
	郎	平	治	郎	助	吉	助	吉	吉	郎	夫	文	井	井	野	田	田
	郎	平	郎	郎	助	吉	助	吉	吉	郎	夫	文	井	井	野	田	田

山	青	岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	柄	茨	千	群	靖
形	森	手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	瓦	木	城	葉	馬	玉
同	看書 守記 長兼	同	同	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	書 記	同	看書 守記 長兼	同	同	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	同	看書 守記 長兼	同	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼
李	永	武	新	麥	小	山	國	村	中	新	佐	屋	渡	伊	白	小	石
川	田	田	井	田	原	川	分	松	村	美	田	山	邊	集	井	高	原
正	包	和	傳	重	勇	一	萬	兵	時	鶴	諸	朝	德	院	勇	周	周
義	雄	忠	次	厚	次	郎	次	吉	夫	吉	吉	太	太	藤	松	濟	濟
看書 守記 長兼	兼看 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	同	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	看書 守記 長兼	兼看 守記 長兼	看書 守記 長兼	兼看 守記 長兼
千	七	大	大	河	小	中	鈴	鈴	鈴	尾	松	大	大	大	松	吉	吉
坂	戶	角	角	村	川	村	木	木	木	本	須	須	須	須	木	田	田
正	大	龜	龜	村	川	村	門	門	門	安	賀	賀	賀	賀	仲	正	正
太郎	助	太郎	太郎	太郎	定	國	平	平	平	太	寅	寅	寅	寅	次	列	列

二種生 清水製袋雄

宮崎	同	長谷場圭介
鹿見	書記兼	久木田蘇平
鳥	看守長	大橋彦太
沖繩	看守長	久保直一

合計 第一種生 百三名

第二種 二名

○柏田茨城縣知事の總囚 教誨

柏田茨城縣知事には赴任以來専ら獄事に注意せられ屢々監獄を巡視せらるゝのみならず殊に出獄人保護會設立に關し熱心盡力せられたるの結果は速に之れを設置するの運びとなり水戸市に於ける保護會場は現に新築中にして日ならず竣功するに至るへし亦同知事には本月八日單身監獄に臨み男囚を教誨堂に女囚を工場(教誨堂)に集め改過遷善の主旨を反覆叮嚀訓諭ありしに全囚に頗る感動を與へたりと云今教誨の大意を得たれば左に掲げて清覽に供す

本日此席に臨み汝衆囚に對し訓諭する處あらんとす是れ必竟汝衆囚に對する慈悲心の然らしむる處にして即ち汝衆囚は明治の御代に生息し斯く固固

つゝあるにあらざや斯かる聖世に處刑せらるゝは不幸中の幸と云ふへし夫れ然り監獄の目的たる處刑をして徒らに困苦せしめ以て出獄後再び犯罪に陥らざらば遷善悔悟せしめ以て出獄後再び犯罪に陥ることなきに至るを目的となすが故に毎に教誨師を置き入出時其他に於て教訓を施しつゝあるのみならず獄司の擧げて感化に倦怠なきにも拘はらず汝衆囚中には一再ならず十數回の多き入獄するものあるに至ては太甚た禽獸に似たる行爲と云はざるを得ず汝等一身よりするも自由の權利を享有せるも之れが禁停を受け其權利を行ふ能はざるのみならず朋友知人の指彈する處となるは豈に不快ならざや况んや郷里に父母妻子兄弟姉妹の在留し日夕痛心暗涙に咽び居るにあらざや一縣の知事として縣下人民の一人の困難者なきに至るを毎に心頭に置く所以にして汝衆囚中海岳の恩を受けし父母又は親愛なる所の妻子と離れ長期間鐵窓の下に呻吟するは我帝國民として實に愧つべきにあらざや故に一片慈悲心よりして一滴の涙を濺ぎ敢て汝衆囚に示す所以なり要は唯た速に改悛し拘禁中能く獄則を恪遵し作業に勉勵し一日も早く出獄し善

の中に拘束せられ絳色の衣服を着けざるを得ざる境遇に陥りしは一朝の過誤に出づるものあり或は習慣犯者と稱すべきものもあらん其他種々の原因あるものもありと雖も均しく國法を犯せし結果として止むを得ず即ち自業自得と云はざるを得ずと雖も深く憐憫とする處なり故に在監中は能く獄則紀律を守り作業に精勵し遷善悔悟の念を惹起し一日たりとも速に出監し驟然其民に復讐せんことを望む而して昔日の遇囚法たる極めて殘酷にして其食費の贖ふ能はざる場合に在ては父子兄弟をして贖はしめ若し能はずんば親族として之を贖はしめらる爲めに資産の裕ならざる父子親族の如き忽然離散の不幸に陥りしもの夥なからず明治の聖世に至りては殆んど月覽にして専ら人權を重じ假令は飲食衣服の如き將た衛生の如き、留意改良せられ

真なる人民に復讐するに在り今日迄累犯者の多きは教誨訓諭を拳々服膺せざるの結果ならん實に慨嘆に堪へざるなり今や親族故舊の頼るべきものなく自活の道を得難き出獄者を保護するの必要を認め本縣に保護會なるものを設立し充分の保護を加へ自活の道を得せしむべきに依り假令惡奸無頼の徒と雖も恐らく反省の念を惹起せざるものあらむ釋尊の苦行以て不幸人民を救ふと云ふ慈悲心と敢て異なるなし又耶穌救世の心と敢て異なる處なし夫れ斯くの如く保護の周到なるにも拘はらず若し徹底せざるが如きことあるに於ては甚だ憾とする處とす故に訓諭の趣旨を忘却することなく拳々服膺實踐躬行せんことを深く希望して止まざるなり

○監獄雜感絕句 (承前)

在神戸荒田 夏川鷹五郎

傳聞刑典改 已想減輕恩 只得公頒日

向官疑問繁 其 十

青州日在監者望刑法改正雲霓不啻矣

倚案涼窓下 毛雞記事頻 更如無夏日

忙極暑中身 其十一 又曰內勤之閑堪羨焉 勤中如坐觀

同日實况穿得 蒸々汗濕衣 其十二 不取覺涼微 其十三 慈仁在此中 改築已竣功 輪奐規模異

同日外囚監之異蓋出重其權之意矣 又曰我邦遇 外囚專出仁愛是我邦之美德也 又曰當局者得宜 故速成賞贊々々 英語日研精 大業駭々進

學生皆撰拔 其十四 已成通譯名 同日獄史學成已執通譯之業感服々々 又曰當局 者監督得宜故速成某縣名譽可羨 會宴盛飛觴 夏督忠公事

九州同出吏 其十五 好情如酒香 同日團結奉公可謂忠臣矣又曰嗚呼九州男子哉々

(未完)

看守免職懲戒者紹介

- 奈其縣報告
- 三月四日 大分縣大分郡東庄内町九十二番屋敷 生野彦彌太
- 三月十三日 奈其縣山邊郡針ヶ別所村大字萩 榊田熊吉
- 三月十七日 大坂府大坂市南區谷町壹丁目 吉村猪三
- 三月廿八日 奈其縣磯城郡纏向村大字卷野 松西樽太郎
- 四月五日 全縣生駒郡々山町大字南郡山 金九忠義
- 四月二十日 全縣宇陀郡松山町大字下出口 福田豐義
- 四月廿八日 全縣宇智郡宇智村大字岡 棕本岩太郎
- 五月十三日 奈其縣磯城郡川東村大字遠田 乾政吉

監獄茶話會

○監獄茶話會 (於神田青年會館)

八月十六日午後三時より監獄協會の催主にて東京神田美土代町青年會館に於て監獄茶話會を開かれたり茶話會は先頃來暫時中絶の姿なりしも時恰も警視廳に於て關東十餘地方の典獄協議會を本月十四日より開催せられ(別項参照)當日は其閉會日に相當せしを以て旁々近縣典獄會同を機とし監獄協會の催に依り此會合を見るに至りしなり、本日は盛夏の候殊に炎威如熾なりしにも拘はらず來會者四十有餘名にして大久保監獄局長小河監獄事務官を始めとし協議會に列席の十四典獄及隨行員諸君并原胤昭君警視廳東京集治監の各署員監獄局員等にして藤澤警視廳第四部長の挨拶を首とし順次有馬神奈川、本名瀬新潟の各典獄原胤昭君小河事務官等の各講話あり中々盛會にてありし午後五時過無事閉會終て各出席者共に九段阪上富士見軒の懇親會に臨まれたり當日の講話筆記

五月廿九日 京都府綴喜郡三山水村大字宮津 井上虎吉

七月三日 奈其縣生駒郡龍田町大字目安 富田久吉

七月八日 鳥取縣鳥取市西町二百廿八番屋敷 小山虎次

七月十七日 和歌山縣有田郡湯淺町大字湯淺 加茂庄助

八月二日 大坂府豐能郡北豐能村大字湯淺 加藤常吉

八月四日 愛媛縣溫泉郡雄群村大字小栗森田事 池田安藏

八月七日 福岡縣田川郡上野村 永末時次郎

●鳥取縣報告 鳥取縣平民 榎本竹藏

七月十七日 鳥取縣土族 石河種吉

八月二日 鳥取縣土族 石河種吉

井藤澤部長の挨拶を摘記すれば左の如し
藤澤警視廳典獄挨拶

幸ひ今回警視廳に於て聯合地方の典獄協議會を開きしを好機とし監獄協會の發起にて此茶話會を開くに至りしも何分咄嗟の事故近縣へも通知するの暇なかりしは甚だ遺憾の事とす、序ながら一言したきは予は御承知の通先般諸君の推撰に係り監獄協會の整理委員の一人に撰まれしより種々委員の間に協議を遂げ粗整理の緒に就きたるを以て先月より機關雜誌を發行するに至れり、尤も其詳細なるとは後日雜誌を以て會員諸君に報道するの考なるも其整理の概畧を一言すれば協會の財産として舊役員より引継を受けしは現金にて五百圓足らずと諸帳簿と協會の招牌位に過ぎずして現金は夫々舊協會の事務に従事せし者に分配贈與し終りしも尙此他に雜誌代金未納の分四百餘圓あり是れ即ち現在の協會の財産とも見るべきものなり、尤も此未納金も諸君の御盡力に依り返々送金の手續に運ばるゝ次第となれり何れ詳細なるとは他日に譲り諸君に報告せんと欲せり、諸君は幸に此意を諒せられ御氣付の點は御遠慮なく注意を與へられんことを望む、本日は是より小河君其他諸君

の有益なる講義あるべきを以て謹聽せられんことを請ふ云々

第一席有馬四郎助君
今日は改正條約實施の曉に至り聊か予の所感を述べて諸君の清聽を煩さんどす、併し其前に當り諸君に一言御斷りすへきとは諸君か此盛夏の候にも拘はらず斯く來集せられたるは定めて他の大家の説を聽かんと目的ならんが抑も此茶話會の趣旨は實務家か相互に實務上の事に付研究せらるゝ筈にて即ち茶話會は實務家の機關なりと信するを以て予は先づ自ら腕より始むるの覺悟を以て諸君の清聽を汚すと、なせり、幸ひ今日は十數地方典獄の集會せられし好機會なるを以て實務上有益なる諸君の高説を聞かんとを望む、却説予の所感と云ふは今日社會の狀態は御承知の通り權利義務と云ふが如き法律上の思想が發達するに至りたるは取りも直さず文明進歩の結果として敢て怪しむに足らず殊に法令雨下の今日、警察事務と云ひ裁判事務と云ひ非常に多忙なるは即ち法律思想の發達せるを證するに足るへしと信す、乍併尙多少遺憾の點は權利義務の相併行せざるにあり、即ち權利の解釋に就ては種々の學說もあらんが

概言すれば即ち吾人の幸福を増進するの具たるを以て權利思想の駁々として進むは寔に喜ぶへしと雖も其半面に義務の觀念即ち義務のことは社會觀又は歷史上より觀察すれば是亦種々に解釋せらるゝと雖も、約言すれば義務なるものは即ち真心の發動なりと見は大なる過ちなかるべしと信す、而して權利思想の發達に比し義務の觀念の遅々として進まざるは予の甚だ遺憾とする所なり、世人動もすれば條約實施以前に在ては外國人か内地に雜居するに至りては種々複雜を來たし紛擾を招くことなるへしと想像せしにも拘はらず條約實施後に至り意外の感起せしと云ふは他にあらず彼ミルラーを拘禁したる實檢に依て之を見るに從前の想像は一變し外國人は實に御し易きものなることを知得したり、是れ即ち彼等外國人は權利に關する觀念の發達する丈、夫れ丈義務に關する思想も堅固にして彼れミルラーにしても我監獄に拘禁後は非法に違はざるべからざるものなりとの所謂義務の觀念にも強きに依らざるはなし、茲に最近の例を擧ぐれば現に居留地なりし所の警察官の談話に依れば八月四日(條約實施後)後は彼れ在留外國人は寧ろ内國人より寄留屆其他の義務は確實

に勵行するを認むと云へり亦他に一例を擧ぐれば予か嘗て大久保監獄局長に隨行し英國領事監獄を一覽し終て當時局長より參觀の禮を彼の戒護看守に述へたりと云ふに彼れ戒護者は眞面目に局長に向ひ曰く今述へられし御厚禮は決して小官の受くへき所にあらず、予は即ち法律の命する所に依り予か監督官即ち領事の代理となりて義務を盡すに過ぎず、故に其謝辭は直接領事に述へられたし云々との事を局長より傳聞せしことあり、依是觀之も彼れ外國人は權利の觀念に深き丈義務の觀念にも強きことを證すへきなり予か信する所に依れば世の文明に進むに従ひ權利思想の發達するは素より其美果なりと雖も亦同時に義務の思想も共に發達併行せざるべからざるものに義務の思想も共に發達併行せざるべからざるものたることを茲に斷言して敢て憚らざるなり、今日我國人に缺乏の點と云ふは權利思想の發達せるに引換へ義務に關する思想觀念に乏しきにあり、是れは一般の社會觀なれども我監獄社會に於ても缺點と看做すへきは義務の觀念の缺乏せるにありと斷言するに躊躇せず、試みに將來諸君か外國人を我監獄に拘禁するに當り此情況を以てせば果して外人に如何なる感徳を抱かしむるやに思ひ至らば外國人は必ず我

監獄官吏の義務に關する思想の發達に缺乏せるを感ずることならんと信ず、予か最近の經驗に依れば彼れ外國人は權利を保護すると同時に義務も亦正確に遵奉するに引換へて我監獄官吏の職務上の義務を完ふせざるに於ては彼れの感情を損するのみならず、大に國家の体面にも關するに至るべきを信ず、現に小河事務官は看守は即ち典獄の代身なりと云へり是れ寔に至言にして看守の上には夫々監督官のあるありと雖も看守の行爲は即ち典獄の行爲に外ならざるを以て典獄は勿論其下僚の監獄官吏は典獄の名代となり其職務を適實に執行せざるべからざるを想へは予か衷心憂慮に堪へざるものありとて、或る新聞紙上に於て遵奉的精神を養成するの必要を論じたる記事を例證し亦大浦警視總監が街衢に制札を立てたる例を引き我國人の義務の思想に乏しきを例示し彼我の間に義務の思想觀念に相違あるを痛嘆し以て監獄官吏に公義心を發揮するの必要を詳細論せられたり

第二席木名瀬禮助君

予は本日茶話會に列席するの機會を得たるは深く予の喜ぶ所なり任地遠方に在り東京に此會同あること

こといせば有無相通し相互の便益なるのみならず收入其他に於て著しく増收を見ることならんと信ぜり果して予の考の如く其同作業と爲すを得ば各其地方特有の材料に依り分業の制、行はれ作業の進歩を見ること亦甚だ易々たるべければなり云々と實例を擧げ其利且便なるを詳論せられ、最後に監獄建築の如きも其材料品は前例に依り甲乙地方の間に相交易し亦其使役因人も特能を有するものは相互に押送し各其業に使役するを得て建築費を幾分か節減し得るのみならず將來監獄作業の發達隆盛を期すべき最良方便たるを信ずと云ふにあり云々

第三席原胤昭君

予は先刻此會の開かるゝ通知を受けたる位なるを以別に腹案なしと雖も差當り所感を述べて諸君の參考に供せんとす抑も監獄改良なるものは如何なる點を改良し如何なる方針を以て計畫施爲すべきやと云ふことは甚だ困難なる問題にして如何なる事業を改良せんとするにも必ず其原因を詳かにせざるべからず例令は出獄人保護事業に付て云へば犯罪の原因を詳かにし以て犯罪防遏の道を講せざるべからざるが如く一旦犯罪に陥るゝし者に對して社會の排斥は如何

を聞く毎に健羨の至りに堪へざるなり、今日は折角の事故予にも何か一言せよとの依頼もあり鐵面皮を顧みず諸君の御清聽を煩はすは自ら愧つる所なりと雖も姑らく御清聽あらんとを望む、予は監獄經濟の事は今後大に研究を要する時機に切迫せりと信ずるを以て監獄經濟の事に付一言せんと欲す、近時監獄の改良は長足の進歩を見るに至りしも或點に於ては未だ幼稚の時代と云はざるべからずと信ず、元來監獄を以て監獄經濟を詳かに觀察するにあらざれば國家經濟上の都合もあり到底多額の經費を監獄改良に投する能はざるを以て折角の改良計畫も遂に其目的と違すべからざるに至るの恐なき能はず、監獄經濟の詳細なる點に至ては茲に充分の意見を述べざる能はずと雖も其要點を述べれば第一監獄作業の收入を増加すべき事之れなり、予の考に依れば監獄作業は今日の如く區々たる一地方の經濟に放任するよりは共同作業の道を開くに利あるを信ぜり、今日地方の状況を見るに監獄の製品は世上の物品に比し市價より安く之を賣却せざるべからざる状態なるを以て之を改め聯合作業となし即ち甲乙其需用用品を監獄に需むる

なる度合にあるや現行の監視の効果は果して如何なる點迄効果を奏しつゝあるやを極めざるべからず、予の考ふる所に依れば現今浮浪者の取締に就ては法令の完からざる爲め警察は形式の事のみを爲せるが如し、尤も其筋に於ても成案あるとなれども予は甚だ此點に就き遺憾に感せり現に東京市中多數の浮浪者の徒の徘徊せるに依て見るも其取締法の甚だ不充分なるを免かれざるを知るに足る、警察に於ては戸口調査の方法を以て時々戸々に就き調査しつゝありと雖も警察の戸口調査簿は唯現任者に就き調査するも其戸口は果して戸籍吏の帳簿と符合せるやと云ふに必ず其符合せざることを知るに難しとせず是れ即ち警察と戸籍役場との間に聯絡を通せざるにあり現に入監者に就き戸籍調査を警察に照會するも常に好結果を得ざるに依て之を見るも其聯絡の就き居らざるを知る、故に其結果、入監者にして偽名を用ひ戸籍を詐る者多きことは予か嘗て北海道集治監に奉職中多くの氏名詐稱を予に自白せし者多かりしに依て予は感を惹起せしこと屢々なりし、現に予か從事しつゝある出獄人の内に就き之を例證すれば明治三十年御大喪以後予の保護を與へし被保護者合計三百六十

七人の内無籍者廿八人は既に予に氏名詐稱の結果無籍たることを自白せり此外尙逃走者十八人無籍六人ありたり、如此もの皆社會の浮浪徒にして現に戸籍の不明なる爲め一定の住所を定むるに由なく犯罪に餘義なくせられしものあるを發見すると同時に一面無籍者にして戸籍の所在判明せし爲め善良の民に復歸せしものも數多あるに依て見も亦以て戸籍調の不定全なるを知るべきなり、監獄改良に就ても此種類の改良に類するものなきか異鴨監獄なり東京集治監は監房は如何にも立派なりと雖も分房は姑らく置き雜居房の弊害は寧ろ犯罪を爲すの術を教ゆるものなることを證明し得べきものあり予が曾て初犯の出監者に就き入監中幾人知己を得たるか之を調査せしに一人は卅三人、他の一人は廿幾人の知己を得たることを屈指せり而して此得たる知己の者は皆浮浪の徒にして出監するも定住とて是れなく飄泊浮浪轉々其居所を變するも警察は之を取締の方法なきより數日若くは數十日は體かに出沒自在なるを得るの實況なりとす如此而して犯罪を未明に防遏し犯者を改良せんとするも到底其目的を達することの難きは寧ろ當然の事實とす予も監獄改良てふ事には及はずなから微

力を盡すの覺悟なるを以て忌憚なく直言すれば雜居制の害を除き浮浪の徒の取締行届かざる以上は如何に當局者の監獄改良を唱道せらるゝも遂に其効果を收むる能はざるべきを信せり尙又過日予か或る出獄者の狀況に就き従前の犯罪原因を聞かんと爲り或監獄に之を承合せしことありしに作業の關係及び身分上の關係は粗々之を詳悉し得たるも其罪質尙盜なりと云ふに其原因を詳查せんと欲するも宣告書は既に監視執行の爲め警察に交付せしとて遂に其要領を得ざりし斯は只一例に過ぎざるも果して如此實況なりとせば如何に間然する所なき迄其外貌を備ふるありと雖も其形式事實の真相を得以て改良の精神を得るにあらざれば千百の監獄改良も遂に徒爲に屬し恰も舟を作て之を行るの術なきに等しき結果を見るに至らん其邊當局者の省察を請ふと云ふにありと云ふ最後に小河君は起つて茶話會及び協會雜誌に對する希望として今回實務の當局者たる有馬木名瀬兩氏の講演せられたるか如く將來に於ては益々實務家の卒先以て茶話會及び協會雜誌を利用するに至るの慣例を開かんことを望むの旨趣を述べ尙ほ有馬氏講演の旨趣を敷衍して歐洲に於ける實地目擊の所感より論

緒を開き我が獄務の動もすれば理論に偏して實行に欠くる所あるの弊を痛論し監獄則改正、個人的遇囚の事に説き及ぼして統一公平の要旨を紊るか如き弊に陥るなからんことを要すとの所懐を詳述せり

批

評

清浦奎吾君著

一 明治法制史

全一冊

維新以降百事悉く進歩しつる中にも、吾法制の發達進歩したるは著大なる事實なるにも拘はらず、之れが研究に資すべき沿革史の著書なきは、吾人の最も遺憾とせし所なりしが、今や清浦先生の手に於て、吾希望は満たされぬ。本編は三編、二十一章、六百十四頁の紙數より成れり。その文章は平易流暢にして、其説明は精刻痛快なり。尤も其の沿革上、維新の前後に於ける、其の經過の部分を、今少しく詳らかに説かまほしく思へども、又翻て考ふればこれは無理なる注文なり。何となれば、其の經過の場合に

全く十分の接続を爲し得ざりしなり。舊法全く壞れて、新法新たに興りたればなり。而してその明治年間に移りたる後に於て、初度の更改より現行法に至る迄の沿革を説く所は、頗る反覆詳密、殆んど其の稱譽を挾出して餘蘊なしと謂ふべし。是れ偏に先生か、多年國務に參與し、自ら躬行實踐せる、その頭腦に筆に染めつゝ著作せられたる賜なりとす。此點に就ては、確かに本書の出色を帯びたる所なり。本書編纂の目的に至りては、先生の自序及小河岳洋先生の附言あれば、左に録す。一讀しなは、以てその精神のある所を知るに足らむ。

自序

余嘗て歐米各國を漫遊して私に深く感ずる所のものあり他に非ず或か帝國の真相にして未だ彼れの知る所とならざるか爲めに種々の誤解妄見あるを免かれざるもの豫想外に甚たしきこと是なり國以來外人の我國に來航して親しく文物の實況を観察したる者少きに非ずと雖も大體の上より之れを見れば誠には九牛の一毛たるに過ぎず故に當彼らに依つて以て普く我が實相を紹介せしむるに足らざるのみならず親しく我が文物の實況を觀察し

たりと稱する者の中に於ても往々にして唯た皮相の視察を爲すに止まり或は之たに加ふるに架空の臆測を逞ふして世に傳ふるか爲めに我が帝國の真相は益々掩はれて現はれざるに至るを免かれず而して其の此に至る所以のものは惟ふに我が文字は全く彼れと相同しからざる一種の特體にして最も人の信用を惹くに足るべき又最も精確なる研究に資する所の記述なるものゝ以て彼れを理解せしむるに由なく換言すれば則ち列國に對して普く我が真相を廣告するに必要な紹介的機關の闕如するか爲めに外ならず當時條約改正事業の困難なりし所以のものも亦實に此に職由すと謂ふべきなり果して然らば彼れをして我が真相を知らしめんとならは先づ彼れの理解するに足るべき記述を以て之を紹介するの必要なることは言ふを俟たず且つ此の感を超すと同時に余の腦裏に浮ひたるは維新以來に於ける法制發達の一斑を以て紹介的記述の材料に撰ぶの最も適當なるを信したること即ち是なり蓋し法制の眞否は根底ある文明の餘光にして法制の眞否は以て文明の消長を表するの尺度たりしむるに適せるを以てなり余固より専門の法律家

に非されども幸に多年法制の間に從事したるを以て多少自ら得る所あるを信し歸朝以來私かに其の沿革に關する梗概を編述せんとの念を起し苟も間あれば則ち之に従事し時としては又人をして成稿の一部を歐文に翻譯せしむ適々友人某々等の歐米より歸朝するに會し語るに此の事を以てせしに某々等も亦大に余と其の所感を同ふし切に此の舉を德憑するのみならず尙は歐文翻譯等のことに就ては十分の便宜を余に與ふべきことを約せり余も亦力を得て一層編述の進行を努むる所ありしも身事匆忙動もすれば輒ち意の如くなる能はず荏苒歲月の久しきを費やして稍く今茲に當初の目的の一半を達するに至れり

本書初めは前述の如く外人を主として専ら簡明を勉めたり然れども關黒は光明に移るの經過時代に於て法制の光明時代を知らんと欲せば勢ひ先づ關黒時代に溯りて其の發達の所由を詳かにせざるべからず且つ夫れ近來著書の世に行はるること殆んど汗牛充棟なるにも拘はらず未だ法制の沿革を記述したるものなきは我が進歩せる法制學上の一缺典なりと謂はざるを得ずされは此舉獨り以て外人

東京西久保城山書屋に於

清浦奎吾

附言

に紹介するの用に供するのみならず併せて又其の缺典を補ふを得は所謂一舉兩得なるもの是なりとの感を超し此に余か當初の意志は幾分か擴充せられ考據する所の材料の多きを加ふると共に編述の事項も亦稍々精密に入り終に牽軼の浩瀚に涉るの已むを得ざるに至れり惟ふに濟々たる人才に富める法學社會に在りては夙に我國法制史の編述に著手する者なきにあらざるべし雖も未だ之を世に公にせられたるものあるを聞かず本書固より其完璧を期するものにあらずと雖も我國近世法制の沿革を記述したるもの蓋し本書を以て之れか嚆矢と爲すべしとは竊かに余の自任する所にして庶幾くは以て後の完全なる著書を促すの導火となり且つ我が法制學上の缺典を補ふことを得んか將た又之を歐文に翻譯して余か當初の目的を全からしめんことは姑く之を他日に譲り先づ成稿を得て直ちに朝刷に付す

清浦奎先生明治法制史を著述して世に公けにせらるるに際し其の得る所の利は擧げて之を貧兒育養少年感化免因保護等の公共事業費に義捐するか爲めに予に版權其の他出版に關する總へての處理を一任せらるる今や我國諸般慈善事業の必要に迫れるにも拘はらず往々大方の同情を得るの困難なるか爲めに動もすれば輒ち其の發達を見る能はざるの憾みある時に方り偶々此の美舉に接するを得たるは斯業に取りては實に大早に驟雨を獲て苗乍ち勃興するの想ありと謂ふべし予壘斯業に志ある者深く先生の厚意を感謝すると共に進んで又先生の志を空しからしめんことを努めざるべからず聊か一言以て之を卷尾に付す

明治三十二年六月

小河滋次郎謹述

本著に關しては法學士戸田海市氏を始め其の他知友諸氏の補助を得たるもの少からず編述の旨趣を卷端に辯するに際し深く諸氏の厚意を謝す

明治三十二年六月上浣



論說 追加

○警視廳典獄協議會席上に於ける警視總監の演述

今般監獄則同施行細則の改正に際し審議の必要を認め且少くも聯合府縣に於ける獄務の協定一致を要するものあるべきを信じ各府縣長官に協議の上茲に典獄協議會を開くに至れり願ふに多年朝野の共に熱望せる條約も既に實施せられ行政百般のこと亦舊態に安するを許さず就中其關係の直接且重大なる警察監獄の事業の如きは改善の必要一層切なるあり吾警視廳監獄は鞏固の下に在りて重要なる位地を占め其規模亦廣大なれば世間之を見て以て直に全國監獄一般の整否を下するの情況なくんばあらず斯の如く中外注視の下に立ち重要な位地を有するを以て諸君に於ても忌憚なく忠告の言を致され共に俱に完成を期せられんとて切望に堪へざるなり而して多年朝野の問題たりし監獄費國庫支辨の如きも亦實行の運びに接するの期も近きにあるへしと信するを以て一層精勵改善の事に盡瘁せすんばあらずさるなり獄政の統整に付ては固より中央監督の施設成案あるへきも亦畢竟諸君の手腕に俟たすんばあらず深く此意を体して最も慎重に討議審案し以て本會開設の趣旨に副はんとを望む云々

編者白す本編は八月十五日警視廳に開かれたる典獄協議會に於ける演述の大要にして本誌卷頭に登載すべかりしも斧正を請ふ爲め遅延せしに依り止むを得ず茲に掲載することとせり

監獄法令

内務省令第三十三號 (三十二年七月十一日官報)

明治三十年八月内務省令第二十三號中五錢ヲ拾錢ニ改ム

參照 明治三十年(八月)内務省令第二十三號 警察署警察分署ニ拘禁又ハ留置スル者ノ食料ハ一食五錢以下トス

内務省訓令第二十八號 (三十二年七月二十六日)

監獄則施行細則第十七條特赦免幽閉假出獄ノ申渡方式左ノ通定ム

特赦免幽閉假出獄申渡方式

第一條 特赦免幽閉假出獄ノ申渡ハ教誨堂又ハ多囚ヲ整列セシムルニ足ルヘキ場所ヲ以テ之ニ充テ典獄書

記者守長教誨師監獄警列席ノ上之ヲ行フヘシ但女囚ハ男囚ト之ヲ各別ニ行フヘシ

第二條 式場ニハ特赦免幽閉假出獄ヲ受クヘキ者及多囚ヲ整列セシメ典獄ヨリ一人毎ニ之ヲ言渡シ禮票ヲ

授與シ免幽閉假出獄者ニハ尙出獄後ノ心得方ヲ諭示スヘシ

内務省訓令第七六一號 (三十二年八月十二日)

警察署警察分署附屬留置場ノ設備ハ大体左ノ標準ヲ參酌シ漸次改良ノ計畫ヲ立テラルヘシ

留置場設備標準

一 留置場ハ警察署ニ在テハ三房以上警察分署ニ在テハ二房以上ヲ設備スヘシ

二 留置場ノ位置ハ警察署警察分署構内ニシテ隣地ヨリ交通及觀望ヲ遮斷シ且事務所尋問所小使部屋人

民控所等ニ於ケル普通ノ音聲ヲ聽取ル能ハサラシムヘキ位置構造ヲ選ムヲ要ス

- 三 女ハ男ト嚴重別異シ幼年者ト成年者トハ可成別異シ得ルノ設備アルヲ要ス
- 四 留置場ノ前面ナル廊下ノ幅ハ六尺以上タルヲ要ス
- 五 留置場ハ可成兩位ニ向ハシムルヲ要ス
- 六 留置場ノ分房ハ三疊以上トシ雜居房ヲ設クルトキハ四疊半以上八疊以下トス
- 七 留置場ノ地盤ハ石疊又ハ漆喰敷ヲ以テ地平面ヨリ高ク築造シ其地盤面ト床トノ間ニハ五寸以上一尺以下ノ空處ヲ置キ空氣ノ流通ヲ其トスヘキ裝置ヲ爲スヘシ
- 八 留置場ノ天井ハ床上ヨリ一丈以上トシ内面ハ柱ヲ露ハサス板壁ペンキ塗トシ床ハ板張ト爲スヘシ
- 九 留置場ノ境壁ハ通聲ヲ防遏スルノ構造ト爲スヘシ
- 十 留置場ノ房戸ハ高サ五尺乃至六尺幅凡二尺五寸ノ外開キ戸ニシテ錠ヲ付スヘシ
- 十一 留置場ノ鍵ハ各房共通シ得ルモノナルヲ要ス
- 十二 留置場ニハ床ヨリ六尺以上ニ於テ窓ヲ設クヘシ
- 十三 前項ノ窓ハ縦及横ノ鐵棒格子トシ鐵棒相互ノ間ハ三寸五分以下トシ格子ノ外部ニハ開閉自在ノ硝子障子ヲ付スヘシ其硝子ハ不透明ノモノトス
- 十四 空氣孔ハ適當ノ位置ニ設ケ常ニ空氣ヲ流通交換セシムルヲ要ス
- 十五 留置場ノ視察孔ハ漏斗形ニシテ孔蓋ハ回轉自在ノ圓板ヲ付シ又ハ横開キト爲シ分房ニハ一箇雜居房ハ二箇ヲ設ケ房内全部ヲ觀望シ得ヘキ裝置ヲ爲スヘシ
- 十六 留置場房内側面ノ壁ニハ幅一尺以内ノ腰掛ヲ取付クヘシ
- 十七 危險ノ處ナキ裝置ヲ以テ房内ヲ照スヘキ點燈器ヲ備アルヲ要ス
- 十八 留置場ニハ便所ヲ設ケス別ニ便器ヲ用フヘキモノトス
- 十九 便器ハ金屬若ハ磁製等不淨物ヲ吸收セサル物質ナルヲ要ス
- 二十 極寒ノ季節必要ナルトキハ暖房ノ設備ヲ爲シ又ハ湯タンボノ類ヲ用フヘシ

二十一 必要ノ地ニ於テハ留置場ノ外泥酔者其他一時ノ保護ヲ要スルモノ、爲ニ別室ヲ設クヘシ

監發第二七號 (監獄局長通牒) (三十二年八月十一日)

在監人遵守事項別冊ノ通り當局ニ於テ編製條條爲御參考及御回附候也
 退而該遵守事項ハ解シ易カラシムル様傍訓ヲ付セラレ度尙英譯之分ハ不日着手ノ筈ニ付出來次第可及御送付此段爲念申添候也

○遵守事項 (囚人及懲治人ニ示スヘキ分)

在監人ノ心得

- 一 在監中ハ専ラ從順誠實勉勵清潔ヲ旨トシ能ク行狀ヲ慎ミ官史ノ命令ニ服從スヘシ
 - 一 監房ニ在テハ特ニ靜肅ヲ專ラトシ放歌喧噪又ハ談話通聲ヲ嚴禁ス
 - 一 房外ニ出テタルトキハ他人ト手ヲ交ヘ又ハ濫リニ交談スヘカラス
 - 一 許可ヲ得スシテ物件ヲ授受貸借スルコトヲ嚴禁ス
 - 一 起居寢臥一ニ監署ノ定ムル所ニ從ヒ恣ニ動作スルコトヲ許サス尙又醜體ヲ露ハシ其他猥褻ノ所行アルヘカラサルハ勿論トス
 - 一 監房内ノ備品類ハ最モ注意シテ鄭重ニ之ヲ取扱ヒ常ニ其清潔及秩序ヲ保持スヘシ窓壁若クハ物件ヲ汚損シ不淨器ノ外ハ唾ハキ及ヒ貯水ヲ濫用スヘカラス
 - 一 監房ニ於テ異常ノ事アレハ看守所ニ通架シアル所ノ鐵線ヲ引キテ其旨ヲ報告スヘシ
 - 一 水火風震等ノ事變ニ際シ解放ニ遵ヒタル者ハ其ノ時ヨリ二十四時以内ニ監獄署又ハ警察署ニ其旨ヲ申出ヲヘシ若シ申出ヲ怠リタルトキハ刑法上ノ處分ヲ受クルコトアルヘシ
 - 一 在監人ニハ番號ヲ附シ氏名ニ代ヘテ稱呼スルモノトス
- 衣類及其他ノ貨物
- 一 携有貨物ハ總ヘテ監署ニ於テ之ヲ領置ス但監獄官吏ニ於テ保存ノ價值ナシト認メタルモノ又ハ保存ニ

場へ難キモノ保存ニ不便ナルモノ等ハ之ヲ領置テ拒ムコトアルヘシ若シ本人ノ請求アルトキハ其ノ物品ヲ賣却シテ代金ヲ領置スヘシ

長期刑囚ハ成ルヘク其衣類等ノ賣却方ヲ出願スヘシ

領置品ハ監獄ニ於テ蒸氣其他適當ノ方法ヲ用ヒ虫害ヲ防キ洗濯ヲ施コシタル上一定ノ倉庫ニ藏置シ監ノ際交付スルモノトス

領置貨物ヲ以テ父母妻子ノ扶助又ハ正當ノ費用ニ充テント請フトキハ典獄ハ其事情ヲ取糺シテ許可スルコトアルヘシ

囚人ハ監署ノ衣類臥具ヲ着用スルモノトス但拘留囚ハ白衣ヲ着スルコトヲ得

懲治人ノ衣類臥具ハ總テ自辨トシ其種類品數等ハ別ニ定ムル所ニ依ル但自辨スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與スヘシ

作業

指定セラレタル作業ハ如何ナル業種ノモノタリトモ決シテ異存ヲ申立ツルコトナク一意専心之ニ從事シ規定ノ科程ハ必ス之ヲ終了セシメサルヘカラス

囚人服役ノ時間左ノ如シ

十一月	七時三十分間	二月	八時
十二月	七時	三月	九時
一月	八時三十分間	四月	九時三十分間
五月	十時	五月	十時三十分間
六月	九時	六月	十時三十分間
七月	七時三十分間	七月	十時三十分間
八月	八時	八月	十時三十分間
九月	九時	九月	十時三十分間
十月	十時	十月	十時三十分間

起床出房喫飯就役休憩罷役還房就寢等ノ動作ハ總ヘテ一定ノ合圖ヲ以テ之ヲ令スヘシ

用便ハ工場ニ在テハ所定ノ時間ニ於テ之ヲ爲スヘシ

就役中作業ニ關シ已ムヲ得サル用談アルトキハ同囚互ニ交談スルヲ許スコトアルヘシト雖モ其都度看守ノ許可ヲ經ルヲ要ス但發聲言語ハ努メテ明瞭ナラザルヘカラス

作業ニ關スル事項ハ總ヘテ作業主任官吏及看守ノ指揮命令ニ從ヒ之ヲ爲シ恣ニ自己ノ意ヲ以テ業務ヲ探ルヘカラス

素品ハ最モ節約慎重ニ之ヲ用ヒ器械ハ鄭重ニ之ヲ取扱フヘシ

左ニ記載シタル日ハ服役ヲ免スルモノトス

一月一日 元始祭 孝明天皇祭 紀元節 春季皇靈祭

神武天皇祭 秋季皇靈祭 神嘗祭 天長節 新嘗祭

十二月三十一日

父母ノ喪ニ遭フ者ハ三日免役ス

此他尙免役セシムヘキ場合ハ特ニ典獄ヨリ告示スルコトアルヘシ

炊事洒掃其他監獄必要ノ爲メ使役スル者ハ免役日ト雖モ服役セシムルコトアルヘシ但此場合ニ於テハ科程外ノ工錢ヲ給與スルモノトス

無定役囚ト雖モ成ルヘク請フテ作業ニ從事スルヲ要ス

工錢

一 定役囚現役一百日ヲ經タルトキハ左ノ例ニ從ヒ工錢ヲ給與ス

一 初入者ニハ重罪囚十分ノ二 輕罪囚十分ノ三

一 再入者ニハ重罪囚十分ノ一 輕罪囚十分ノ二

一 再入者ニシテ刑期一年以上ヲ經過シ作業ニ勉勵スルトキハ初入者ノ例ニ準スルコトヲ得

一 賃表ヲ有スル者ノ工錢ハ前項ノ例ニ依ラスシテ刑ニ増額シタル割合ニ從フ賃表ノ項參照

一 無定役囚懲治人ニシテ作業スル者ニハ其工錢ノ十分ノ七ヲ給ス免役日ニ於テ囚人ヲ使役シタルトキモ亦同シ

一 工錢額ハ毎月初旬ニ於テ其前月分ノ總計金額ヲ本人ニ告示ス若シ違算アリト認ムルトキハ其旨ヲ申出

工錢ハ總ヘテ監署ニ於テ之ヲ領置ス

糧食

糧食ハ普通米麥ノ混炊ヲ用ヒ其割合ハ麥十分ノ六下白米十分ノ四トシ分量ハ各自ノ身体作業等ニ依リ之ヲ定ムルモ普通一人一回ノ分量ヲ三合以下トス

一 菜ハ一定ノ献立表ニ依リ之ヲ給ス

一 病者ノ糧食ハ醫師ノ意見ニ依リテ之ヲ増減シ尙病者ノ攝養ニ効アル飲食食物ハ醫師ノ證明ヲ經タル上特ニ給與スルコトアルヘシ

一 懲治人ニシテ糧食ヲ自辨セザルト請フトキハ之ヲ許ス

差入

一 四人ニハ現行ノ法律命令書並ニ書籍用紙印紙郵便切手貨幣其他ノ必需品ニ限り差入ヲ許ス

一 懲治人ニハ書籍用紙衣服臥具其他必要ノ物品又ハ飲食食物ノ差入ヲ許ス

一 懲治人ニ差入ルヘキ飲食食物ハ酒及煙草ヲ除キ監獄内ニ於テ炊烹ヲ要セザルモノニシテ一日三回一人一食ノ量ニ限ル

衛生

一 着用ノ衣類臥具ハ鄭重清潔ニ取扱ヒ決シテ汚穢破損ノ儘ニ爲シ置クヘカラス若シ沈澀補綴ヲ必要トスルトキハ速ニ其旨ヲ申出ツヘシ

一 病者ノ居室身体衣類臥具等ハ特ニ清潔ニ爲シ置クノ注意アルヘシ

一 四人懲治人ノ頭髮鬚髯ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ短薙剃除セシムルコトアルヘシ

一 髮ヲ短薙セザル者ノ監房ニハ木梳ヲ備ヘ置クヲ以テ常ニ清潔ニ梳理スヘシ

一 房外ノ作業ニ従事セザル者ニハ毎日三十分時以上ノ運動ヲ許ス

一 入浴ノ度数ハ毎年六月ヨリ九月迄ハ五日毎ニ一回以上十月ヨリ五月迄ハ十日毎ニ一回以上トス

一 在監人疾病ニ罹ルトキハ病狀ノ輕重ヲ料リ其監房又ハ病室ニ於テ醫療セシムルモ懲治場ニ在ル者ハ情狀ニ依リ其親屬ニ交付スルコトアルヘシ

一 疾病ニ罹リタルトキハ午前出房就役ノ際其旨ヲ看守ニ申出テ診察ヲ請フヘシ但急病ノ場合ニハ隨時其ノ旨ヲ申出ツヘシ

一 虛病ヲ拂ヘテ診察ヲ請ヒ又ハ疾病ヲ隠蔽スルコトアルヘカラス

一 在監人死亡シタルトキハ其遺骸ハ親屬若クハ故舊ノ之ヲ請フ者ニ下附ス

教誨及教育

一 四人及懲治人ニハ免役日日曜日及平日罷役後又ハ休役間ニ於テ教誨ヲ施コスヘシ

一 教誨聽聞ノ席ニ就クトキハ慎ンテ容止ヲ正フスヘシ

一 未丁年ノ四人及懲治人ニハ別ニ定ムル所ノ科目ニ就キ教育ヲ授クヘシ

一 在監人現行ノ法律命令書ヲ看ント請フトキハ之ヲ許ス四人及懲治人ニシテ書籍ノ看讀ヲ請フモノアルトキハ感化若クハ紀律ニ妨クナシト認メタルトキニ限り之ヲ許ス

一 書籍ノ看讀ハ免役日日曜日及他ノ休憩時間ニ於テ之ヲ爲スヘシ

書信及接見

一 四人ノ發スル書信ハ一月月ニ一通トシ日曜日午後ニ於テ認メシムヘシ但特別ナル必要アルトキハ此制限外ニ發信ヲ爲シ尙他ノ日ニ於テモ認メシムルコトアルヘシ

一 發信ハ一定ノ書信紙ニ認メシメ典獄之ヲ封緘發送スルモノトシ郵便稅ハ自辨トス

一 郵便端書ヲ用ント請フトキモ亦之ヲ許ス

一 發送及接受ノ書信ハ典獄之ヲ檢閲シ若シ書中不正不貞ニ涉リ又ハ其改悛ヲ妨クルモノト認ムルトキハ發贈付與スルコトヲ許サハルヘシ

一 外人トノ接見時間ハ三十分時以内トス但集治監ニ押送以前ニ係ル囚人ニハ特ニ一時間ノ接見ヲ許ス
トアルヘシ

一 接見中若シ接見ヲ請ヒシ趣旨ニ違フ談話ヲ爲シ又ハ姿貌其他形狀等ヲ以テ相通スルノ形跡アリト認メ
タルトキハ直ニ接見ヲ停止スヘシ

一 接見ハ總テ接見室ニ於テ之ヲ爲サシム但危篤ノ病囚ナルトキハ病監ニ於テ接見セシム

賞譽

一 囚人獄則ヲ謹守シ作業ニ勉勵シ且改悛ノ所爲アルモノト確認シタルトキハ賞表ヲ與ヘテ賞譽ス賞表ハ
假出獄免幽閉又ハ特赦ヲ具狀スルノ憑據タルモノトス

一 賞表ハ曲尺長二寸幅一寸ノ白色ノ布ヲ用ヒ上衣ノ左袖肩臂間ノ表面ニ縫着スルモノトス

一 賞表ヲ有スル囚人ニハ左ノ優遇ヲ爲スヘシ

一 衣類雜具ハ或ルヘク良品ヲ貸與ス

一 書信ハ一箇月ニ二通之ヲ爲スコトヲ許ス

一 三入浴ハ尋常囚人ニ先キタ、シムルコトアルヘシ

一 四賞表一個ヲ得タル者ニハ榮ヲ一週ニ一回其二個ヲ得タル者ニハ二回其三個ヲ得タル者ニハ三回増給ス
但其價ハ一回金貳錢以下トス

一 五定役囚ノ工錢ハ左ノ例ニ依リ給與スルモノトス

一 賞表一個ヲ得タル重罪囚ニハ十分ノ三輕罪囚ニ十分ノ四其二個ヲ得タル重罪囚ニハ十分ノ四輕罪囚ニ
ハ十分ノ五其三個ヲ得タル重罪囚ニハ十分ノ五輕罪囚ニハ十分ノ六ヲ給ス

一 囚人及懲治人ニシテ金二圓以上ノ領置工錢ヲ有シ作業ニ勉勵シテ行狀方正ナルトキハ其請ニ依リ工錢
ヲ以テ食物購求ヲ許スコトアルヘシ但其種額分量ハ時々監署ニ於テ告示スヘシ

一 在監人左ニ掲ケタル所爲アルトキハ情狀ニ依リ金五拾錢以下ノ賞與ヲ爲スコトアルヘシ

一 在監人ノ逃走セントスル者ヲ密告シタルトキ

一 二人命ヲ救援シ及逃走者ヲ捕得シタルトキ

一 三監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シタルトキ

一 囚人獄則ヲ謹守シ改悛ノ情アルトキハ其刑期四分ノ三ヲ經過シタルノ後行政ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ
許スコトアルヘシ無期徒刑ノ囚人十五年ヲ經過シタルノ後亦同シ

一 無期徒刑ノ囚人ハ五年ヲ經過シタル後幽閉ヲ免スルコトアルヘシ

懲罰

一 囚人獄則ヲ犯シ命令ニ反ルトキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰スヘシ

一 屏禁 晝夜他ノ監房又ハ工場ト隔絶シタル監房ニ獨居セシメ服役時間坐作ノ役ヲ課ス

一 二減食 一回ノ糧食ヲ二分ノ一乃至三分ノ一ニ減ス

一 三罰室 罰室ニ入レ一回ノ糧食ヲ二分ノ一乃至三分ノ一ニ減シ仍臥具ヲ禁ス

一 屏禁ハ二月以内減食ハ一週日以内罰室ハ五晝夜以内トス

一 囚人十六歳未滿ノ者及懲治人獄則ヲ犯シ敕令ニ反リタルトキハ左ノ例ニ從テ處罰スヘシ

一 獨慎 晝夜一室ニ獨居セシム

一 二減食 一回ノ糧食ヲ二分ノ一乃至三分ノ一ニ減ス

一 獨慎ハ七晝夜以内減食ハ三日以内トス

一 無期徒刑ノ囚人重罪ヲ犯シ若クハ逃走シ又ハ獄舍獄具ヲ破壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シタルトキハ一年以
上五年以下其他ノ輕罪ヲ犯シタルトキハ一年以上一年以下兩脚又ハ一脚ニ鈇ヲ施コシ仍二百目以上一
貫目以下ノ鉄丸ヲ附スルモノトス

一 賞表ヲ有スルモノノ所罰ヲ受ケタルトキハ其情狀ニ因リ賞表一個又ハ數箇ヲ褫奪スルコトアルヘシ
獄則ヲ犯シ罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ之ヲ免スコトアルヘシ

- 一 兩脚ニ施錠ノ者改悛ノ情顯ハレ其施錠期限ノ半ヲ經過シタルトキハ一脚ノ錠ヲ免除スルコトアルヘシ
- 一 施錠ノ者改悛ノ情最顯著ニシテ其施錠期限ノ四分ノ三ヲ經過シタルトキハ假ニ其錠ヲ免除スルコトアルヘシ
- 一 假ニ錠ヲ免除セラレタル者其罰期內更ニ懲罰ヲ受クルトキハ直ニ之ヲ復シ其假免中經過セシ日數ハ施錠期限ニ算入セス
- 一 犯則者ニシテ容易ニ其ノ犯則ノ事實ヲ自白セス又ハ虛言ヲ交ヘテ之ヲ申告スル者ハ一層重ク處罰セラ
- 一 ルヘシ
- 一 賞表ヲ有スル者ニシテ犯罪又ハ犯則アルトキハ其取調中並ニ懲罰中優遇ヲ停止スヘシ

雜件

- 一 監獄官吏ノ處置ニ對シ情苦ヲ訴ヘントスル者ハ監署ニ於テ豫メ巡閱官吏ノ巡閱ヲ告知スヘキヲ以テ其
- 一 際口述又ハ封書ニテ申告スヘシ
- 一 典獄ニ面接セントスル者ハ豫メ其旨ヲ看守ニ申出ツヘシ

○遵守事項

(刑事被告人ニ示スヘキ分)

在監人ノ心得

- 一 在監中ハ專ラ從順清潔ヲ旨トシ能ク行狀ヲ慎ミ官吏ノ命令ニ服從スヘシ
- 一 監房ニ在テハ特ニ靜肅ヲ專ラトシ放歌喧嘩又ハ談話通聲ヲ嚴禁ス
- 一 房外ニ出テタルトキハ他人ト手ヲ交ヘ又ハ濫リニ交談スヘカラス
- 一 許可ヲ得スシテ物件ヲ授受貸借スルコトヲ嚴禁ス
- 一 起居寢臥一ニ監署ノ定ムル所ニ從ヒ恣ニ動作スルコトヲ許サス尙又醜體ヲ露ハシ其他褻褻ノ所行アル
- 一 ヘカラサルハ勿論トス
- 一 監房內ノ備品類ハ最モ注意シテ鄭重ニ之ヲ取扱ヒ常ニ其清潔及秩序ヲ保持スヘシ窓壁若クハ物件ヲ汚

- 一 損シ不淨器ノ外ハ唾ハキ及ヒ貯水ヲ濫用スヘカラス
- 一 監房ニ於テ異常ノ事アレハ看守所ニ通報シタル所ノ鐵線ヲ引キテ其旨ヲ報告スヘシ
- 一 水火風震等ノ事變ニ際シ解放ニ遭ヒタル者ハ其時ヨリ二十四時以內ニ監獄署又ハ警察署ニ其旨ヲ申出
- 一 ツヘシ若シ申出ヲ怠リタルトキハ刑法上ノ處分ヲ受クルコトアルヘシ
- 一 在監人ニハ番號ヲ附シ氏名ニ代ヘテ稱呼スルモノトス
- 一 携有貨物ハ總ヘテ監署ニ於テ之ヲ領置ス但監獄官吏ニ於テ保存ノ價值ヲ認メタルモノ又ハ保存ニ
- 一 堪ヘ難キモノ保存ニ不便ナルモノ等ハ之ヲ領置ヲ拒ムコトアルヘシ若シ本人ノ請求アルトキハ其ノ物
- 一 品ヲ賣却シテ代金ヲ領置スヘシ
- 一 領置品ハ監獄ニ於テ蒸氣其他適當ノ方法ヲ用ヒ虫害ヲ防キ洗濯ヲ施コシタル上一定ノ倉庫ニ藏置シ出
- 一 監ノ際交附スルモノトス
- 一 刑事被告人ノ衣類臥具ハ總テ自辨トシ其ノ種類品數ハ別ニ定ムル所ニ依ル但自辨スルコト能ハサル者
- 一 ニハ監署ニ於テ之ヲ貸與スヘシ
- 一 刑事被告人ニシテ作業ヲ爲サント請フトキハ之ヲ許ス但其服役時間ハ定役囚ノ例ニ依ル
- 一 作業ヲ爲シタル被告人ノ工錢ハ其十分ノ七ヲ給與スルモノトス
- 一 工錢ハ總テ監署ニ於テ之ヲ領置ス

糧食

- 一 糧食ハ普通米麥ノ混炊ヲ用ヒ其割合ハ麥十分ノ六下白米十分ノ四トシ分量ハ各自ノ身体作業等ニ依リ
- 一 之ヲ定ムルモ普通一人一回ノ分量三合以下トス
- 一 菜ハ一定ノ獻立表ニ依リ之ヲ給ス
- 一 病者ノ糧食ハ醫師ノ意見ニ依リテ之ヲ増減シ尙病者ノ攝養ニ効アル飲食食物ハ醫師ノ證明ヲ經タル上特
- 一 ニ給與スルコトアルヘシ

一 刑事被告人ニシテ糧食ヲ自辨セント請フトキハ之ヲ許ス但其品目分量等ハ別ニ監署ノ定ムル所ニ依ル

差入

一 刑事被告人ニハ書籍用紙衣服臥具其他必要ノ物品又ハ飲食物ノ差入ヲ許ス

差入ノ飲食物ハ酒及煙草ヲ除キ監獄内ニ於テ炊煮ヲ要セサルモノニシテ一日三回一人一食ノ量ニ限ルモノトス

衛生

一 着用ノ衣類臥具ハ鄭重清潔ニ取扱ヒ決シテ汚穢破損ノ儘ニ爲シ置クヘカラス若シ洗濯補綴ヲ必要トスルトキハ速ニ其旨ヲ申出ツヘシ

一 病者ノ居室身体衣類臥具等ハ特ニ清潔ニ爲シ置クノ注意アルヘシ

一 刑事被告人ノ頭髮鬚髯ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ短薙剃除セシムルコトアルヘシ

一 監房ニハ木梳ヲ備ヘ置クヲ以テ常ニ清潔ニ梳理スヘシ

一 刑事被告人ニハ毎日三十分時以上ノ運動ヲ許ス

一 入浴ノ度數ハ毎年六月ヨリ九月迄ハ五日毎ニ一回以上十月ヨリ五月迄ハ十日毎ニ一回以上トス

一 在監人疾病ニ罹ルトキハ病狀ノ輕重ヲ料リ其監房又ハ病室ニ於テ醫療セシム

一 疾病ニ罹リタルトキハ直ニ其旨ヲ看守ニ申出テ診察ヲ請フヘシ

一 在監人死亡シタルトキハ其遺骸ハ親屬若シクハ故舊ノ之ヲ請フ者ニ下附ス

一 教誨及看護書籍

一 刑事被告人ニシテ教誨ヲ請フ者アルトキハ臨時之ヲ施コスコトヲ得

一 教誨聽聞ノ席ニ就クトキハ慎ンテ容止ヲ正フスヘシ

一 刑事被告人現行ノ法律命令書及書籍ヲ看ムト請フトキハ之ヲ許ス

一 書信及接見

監獄法令

一 刑事被告人ヨリ發スル信書ハ一定ノ書信紙ニ認メシメ典獄之ヲ封緘發送スルモノトシ郵便稅ハ自辨トス

一 郵便證書ヲ用ント請フトキモ亦之ヲ許ス

一 外人トノ接見時間ハ三十分時以内トス但死刑ノ執行以前ニ係ルトキハ特ニ一時間ノ接見ヲ許スコトアルヘシ

一 辯護人トノ接見時間ハ前項ノ制限ニ依ルノ限ニ在ラズ

一 接見中若シ接見ヲ請ヒシ趣旨ニ違フ談話ヲ爲シ又ハ姿觀其他形狀等ヲ以テ相通スルノ形跡アリト認メタルトキハ直ニ接見ヲ停止スヘシ

一 接見ハ總テ接見室ニ於テ之ヲ爲サナム但危篤ノ病者ナルトキハ病監ニ於テ接見セシム

一 賞譽及取締

一 刑事被告人左ニ掲ケタル所爲アルトハ情狀ニ依リ金五拾錢以下ノ賞與ヲ爲シ仍其旨ヲ當該裁判官ニ通報スヘシ

一 在監人ノ逃走セントスル者ヲ密告シタルトキ

一 二人命ヲ救援シ及逃走者ヲ捕得シタルトキ

一 三監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シタルトキ

一 刑事被告人ニシテ命令ニ戻リ行狀不具ナルトキハ相當ノ取締ヲ爲スコトアルヘク仍之ヲ録シテ當該裁判官ニ通報スヘシ

雜件

一 監獄官吏ノ處置ニ對シ情苦ヲ訴ヘントスル者ハ監署ニ於テ豫メ巡閱官吏ノ巡閱ヲ告知スヘキヲ以テ其際口述又ハ封書ニテ申告スヘシ

一 典獄ニ面接セントスル者ハ豫メ其旨ヲ看守ニ申出ツヘシ

○再版廣告

題字 伯爵 中勝 安房君 折君

序文 小松村介 石君 河滋次 耶君

留岡 幸助 君著

發行所 東京橋區采女町廿四番地 警 醒 社

慈善問題

◎目次 第一章慈善家の本領◎第二章慈善家の資格◎第三章慈善家の見識◎第四章慈善家の種類◎第五章慈善の本源◎第六章慈善の方法(上)◎第七章慈善の方法(下)◎第八章婦人と慈善事業◎第九章政府と慈善事業◎第十章貴族と慈善事業◎第十一章救兒事業に對する國家的義務◎第十二章感化院設立の急務◎第十三章監獄改良◎第十四章犯罪人◎第十五章出獄人保護事業

跋 博士 エムエル、ゴルドン君 神學士 シドニー、ギユリキ君

本書は多年著者が理論に經驗に得たるものにて我國文明の進歩喜ぶべしと雖、多くはこれ物質的文明なり。物質の文明は、人類を騙して止だ利己の念に熱からしむると同時に、邦家の前途に於て頗る憂ふべきものなくんばならず。是故に聖人君子の世に出づるや、必ず仁政を布きて以て民を恤む。是れ富に各個人々の爲めのみならず、亦實に國家の爲めたるなり。等閑に附する能はざる所なり。偏夫れ眞正の文明は精神的物質的の兩つながら盛大ならざるべからず。志士の等閑に於て、或は外國に於てして精神の遺る。是れ實に自ら不健全の如く慈善事業に盡瘁し、或は内國に於て、或は外國に於て本書の著者聊か茲に見るあり。十年一日の速く慈善事業の精神と方法を論究して餘蘊なければ、密に研鑽具さに至り、今回本書あるに至る。本書は慈善事業の精神と方法を論究して餘蘊なければ、密に義俠に富むの志士のみならず、苟も社會改良に志ある者は、一本を需めて坐右に備へざる可らず。殊に卷末數章の如きは救兒事業と監獄改良を詳論して頗る斬新なるものあり。我が監獄事業に従事するの士は、必ずや一讀を要すべき眞書なりとす。

天福堂主人編

細書挿入 洋裝四六版美本

◎立志美談

第三版

全

定價金三十拾錢
郵稅四錢

囚人看讀の用に供する良書に乏しきは當路諸君の遺憾とせらるゝ處、本書の如きも未だ全しと云ふを得ざるも囚人看讀を主として留岡幸助君其他の教誨講話を編纂したるものにて今古偉人の傳記即ち立志の美談を極て平易の假名文を以て綴り且つ多く細書を挿みあり、囚人看讀の書として適當のものなり各府縣監獄署既に圖書に備へられたり今又第三版を刊行するに至り之を謹告す

東京市神田區南神保町八番地

出版

原胤昭

大賣捌

警醒社

全 京橋區采女町廿四番地

明治三十二年八月二十日

發行人兼編輯人

印刷人

發行所 東京市四ッ谷區荒木町廿七番地

印刷所 東京市麴町區內幸町一丁目五番地

磯村政富
磯村允貞
大日本監獄協會
惠愛堂

(明治二十七年二月廿六日逡信省認可)